

令和2年 9月定例会

# 綾川町議会会議録

( 第 4 回 )

令和2年 9月 7日開会

令和2年 9月 11日閉会

綾川町議会

令和2年 第4回 綾川町議会定例会会議録

綾川町告示第111号

令和2年9月7日綾川町綾南農村環境改善センター2階多目的ホールに第4回定例会を招集する。

令和 2年 8月28日

綾川町長 前田 武俊

開会 令和 2年 9月 7日 午前 9時30分

閉会 令和 2年 9月11日 午前11時29分 (会期5日間)

第1日目 (9月7日)

出席議員16名

1番	三好東曜
2番	松内広平
3番	十河茂広
4番	植田誠司
5番	西村宣之
6番	大野直樹
7番	三好重徳
8番	岡田芳正
9番	井上博道
10番	川崎泰史
11番	福家功
12番	福家利智子
13番	横井薫
14番	鈴木義明
15番	河野雅廣
16番	安藤利光

欠席議員

なし

会議録署名議員

1番	三好東曜
2番	松内広平

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	横 井 邦 洋
総 務 課 長 補 佐	福 家 孝 司
議 会 事 務 局 書 記	水 谷 香 保 里

地方自治法 121 条による出席者の氏名

町	長	前 田 武 俊
副 町	長	谷 岡 学
教 育	長	松 井 輝 善
総 務 課	長	松 本 正 人
支 所	長	宮 脇 雅 彦
税 務 課	長	宮 本 佳 和
学 校 教 育 課	長	宮 前 昭 男
生 涯 学 習 課	長	岡 下 進 一
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長		福 井 昌 弘
建 設 課	長	辻 井 武
経 済 課	長	福 家 勝 己
副 支 所 長 兼 長 柄 ダ ム 再 開 発 事 業 推 進 室 長		松 原 敏 和
住 民 生 活 課	長	緒 方 紀 枝
保 険 年 金 課	長	土 肥 奈 緒 美
陶 病 院 事 務 長 兼 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長		土 肥 富 士 三
健 康 福 祉 課	長	高 嶋 健 一
子 育 て 支 援 課	長	久 保 田 真 人

傍聴人 0 人

## 議 事 日 程

9月7日（月）午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について
- 第 4 議案第 2号 綾川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3号 綾川町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 6 議案第 4号 綾川町うどん会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 5号 物品売買契約の締結について（令和2年度道の駅滝宮うどん会館管理備品購入事業）
- 第 8 議案第 6号 物品売買契約の締結について（令和2年度高松市消防局綾川分署高規格救急自動車購入事業）
- 第 9 議案第 7号 物品売買契約の締結について（令和2年度高松市消防局綾川分署高規格救急自動車（高度救命処置用資機材）購入事業）
- 第10 議案第 8号 令和2年度綾川町一般会計補正予算（第3号）について
- 第11 議案第 9号 令和2年度綾川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第10号 令和2年度綾川町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第11号 令和2年度綾川町育英事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第12号 令和2年度綾川町国民健康保険陶病院事業会計補正予算（第1号）について
- 第15 議案第13号 令和2年度綾川町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第14号 令和元年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について
- 第17 決算審査特別委員会の設置について
- 第18 諮問第 1号 綾川町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第19 報告第 1号 継続費の継続年度終了による精算について
- 第20 報告第 2号 令和元年度綾川町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第21 報告第 3号 寄附金の受納について
- 第22 発議第 1号 閉会中の継続審査の申し出について
- 第23 発議第 2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

## 追 加 議 事 日 程

第 2 4 議案第 1 5 号 物品売買契約の締結について（令和 2 年度綾川町立小中学校  
情報機器等整備事業）

## 9 月 定 例 議 会 日 程 表

議会運営委員会 令和2年8月

月 日	会議時刻	場 所	会議の区分
9月 7日 (月)	午前9時	第2会議室	議会運営委員会
	午前9時30分	綾南農改センター 2階多目的ホール	本会議 議会運営委員長報告 提案説明 決算監査報告 一般質問 決算審査特別委員会設置 委員会付託
	本会議終了後	農改2階ホール	全員協議会
	全協終了後	農改2階ホール	決算審査特別委員会
	決算審査特別委員会 終了後	第2会議室	議会広報編集特別委員会
9月 8日 (火)	午前9時30分	農改2階ホール	総務常任委員会
	午後1時	農改2階ホール	厚生常任委員会
9月 9日 (水)	午前9時30分	農改2階ホール	建設経済常任委員会
	午後1時	農改2階ホール	学校等再編整備調査特別委員会
9月10日 (木)	—	—	休会
9月11日 (金)	午前9時	第2会議室	議会運営委員会
	午前9時30分	農改2階ホール	全員協議会
	午前10時	綾南農改センター 2階多目的ホール	本会議 委員長報告 ・総務 ・厚生 ・建設経済 ・学校等再編整備調査特別 ・決算審査特別 採 決

☆議案発送は 8月28日(金)の予定です。

☆一般質問・総括質問の通告〆切りは 8月31日(月)正午です。

☆議会におけるクールビズについて（10月31日まで）

- ・本会議では、原則、上着着用とする。（ノーネクタイを可とする。）
- ・その他は、ノーネクタイ・ノー上着を可とする。ただし、議員徽章は着用すること。

★新型コロナウイルス感染予防対策のため、次の点にご留意下さい。

- ①本会議最終日（9/11）の出席者は、議員全員、3役、総務課長、事務局長、書記のみとする。（追加議案提出の学校教育課長も出席する）
- ②会期中は、全員マスク着用を含む咳エチケット、石鹸や消毒液による手洗いを徹底すること。
- ③会議等には、各自で筆記用具を用意すること。

令和2年4回 綾川町議会定例会

9月7日 午前9時30分開会

○議長（河野） ご一同におはようございます。九州をはじめ南関東まで強い勢力を保って北上している台風10号ですが、一早い避難勧告と、そしてまた警告等により、九州地方では32名のけが人を出してはいるものの最小限にはとどまっている事に対し、けがをなされた方々には、一日も早い回復をお祈りするものです。また、今後は明け方になって災害状況が発表されると思いますが、一刻も早い復旧を願うばかりでございます。

只今、出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、只今から、令和2年第4回 綾川町議会 定例会を開会いたします。

今定例会は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、3密を避けるという観点から6月定例会に引き続き、主に、このホールにての開催といたします。加えて、先日、綾川町内に新型コロナウイルスの感染者が確認されたことから、議会運営委員会において、感染拡大防止のため、急遽、傍聴人の入場をご遠慮頂くことにいたしました。その対応として、「本会議の録画用ビデオカメラ」の撮影を許可しております。議員各位及び町長はじめ、理事者側の皆様方にも何卒、ご理解、ご協力頂きますようお願い申し上げます。

なお、議場内写真撮影のため、職員の入室を許可しております。

また、今定例会より、タブレットを活用しての会議等が可能となり、使用にあたり操作補助のスタッフとして、NTTドコモ 四国支社 法人営業部の方の入室も許可しております。後方に控えて頂いておりますので、操作補助が必要な方は、会議に支障がないようご留意頂きながら、スタッフの方を呼んで頂いて結構ですので、よろしくお願いたします。

○議長（河野） それでは、これより本日の会議を開きます。

○議長（河野） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、1番 三好東曜君、2番 松内広平君の両名を指名いたします。

○議長（河野） 日程第2、「会期決定について」を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長 三好重徳君。

○議会運営委員長（三好重） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○議会運営委員長（三好重） 7番、三好です。

○議会運営委員長（三好重） おはようございます。只今、議題となりました今定例会の会期等につきましては、去る、8月14日午前10時、9月4日午後1時30分、また本日午前9時より、第2会議室において、議会運営委員会を開催し、諸般の協議を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。



当委員会の開催にあたっては、議会から議会運営委員6名と河野議長及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、松本総務課長の出席を求め、今定例会に付議される案件の内容等について説明を受け、日程の調整を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

まず、「会期」につきましては、提出の議案概要及び諸行事等を考慮して、本日より9月11日金曜日までの5日間といたしたいと思います。また、今定例会に提案される案件は、執行部からは議案14件で、人事案件1件、条例案件が一部改正3件、契約案件3件、予算案件が6件、その他案件1件であり、諮問1件、報告3件の計18件、議会からは、決算審査特別委員会の設置、閉会中の継続審査申し出、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の計3件であります。

意見書については、「コロナ禍にあつて、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が予想される中、国に対し、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正等について、意見書のとおり5項目について実現されるよう、綾川町議会として強く要望する。」ことを趣旨とし提案するものです。

よって、今定例会に提案される案件は、合計21件です。以上、議事日程については、お手元配布のとおりであります。

次に、本日の日程ですが、この後、町長より提出議案に対する「提案理由」の説明を頂きます。その後、例年であれば、代表監査委員さんに入場頂き、綾川町一般会計及び特別会計の決算についての決算審査意見を頂いておりましたが、今年度、「綾川町監査規準」が策定されたことに伴い、本日、配布しております「決算審査意見書」をもって、審査結果の報告といたしますので、ご了承頂きますようお願いいたします。

その後、各議員から通告のあった一般質問を順次行います。

なお、日程第16、議案第14号の「令和元年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定」につきましては、綾川町議会基本条例に関する運用指針に基づき、議長及び議会選出監査委員を除く全議員で構成する「決算審査特別委員会」において、審議を願うこととし、一般質問終了後に、同委員会の設置議決を頂きたいと存じます。

その後、上程議案を所管する常任委員会に付託し、本日の会議は散会といたしたいと思います。

その後、「全員協議会」、「決算審査特別委員会」、「広報編集特別委員会」を順次開催頂きたいと思っております。

次に、今定例会の会期中における、会議の予定につきましてご報告いたします。明日、9月8日午前9時30分より、総務常任委員会、午後1時より、厚生常任委員会、翌、9月9日午前9時30分より、建設経済常任委員会、午後1時より、学校等再編整備調査特別委員会をそれぞれ開催願うことといたしました。翌、9月10日を休会とし、9月11日を今定例会の最終日とし、午前9時より、議会運営委員会、9時30分より、全員協議会を順次開催した後、10時より本会議を再開し、各委員長報告の後、質疑、

採決の順で進め、今定例会を閉会いたしたいと思います。

以上が、今定例会の会議日程等であります。

最後になりますが、冒頭議長からご発言もありましたように、依然、新型コロナウイルスによる感染等の恐れが続いている中、6月に引き続いて、当会場にて定例会を運営するにあたり、皆様におかれましては、十二分に健康に留意されたうえで、会議にあたって頂きたいと思います。加えて、今定例会の傍聴につきましては、香川県内「新型コロナウイルス感染警戒期」が継続中であることから、感染拡大防止のため、ご遠慮頂くことといたします。その対応として、本会議における「傍聴者用の録画ビデオカメラ」の撮影を許可いたしたいと思います。

また、議会タブレットを運用しての初議会となりますが、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力を願いますと共に、十分な審議を頂きますようお願いを申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（河野）本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月11日までの5日間といたしたいと思います。

○議長（河野）これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）「異議なし」と認めます。よって、会期は本日から11日までの5日間と決定いたしました。

○議長（河野）日程第3、議案第1号、「固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について」から、日程第16、議案第14号、「令和元年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」まで、及び日程第18、諮問第1号、「綾川町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第21、報告第3号、「寄附金の受納について」までを一括議題といたします。

○議長（河野）本件について、只今より、提案理由の説明を求めます。前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）提案理由を申し上げます前に、議会議員、町民の皆様、改めまして、これまでの長期にわたる新型コロナウイルス感染症拡大防止に対するご理解とご協力に対しまして心よりお礼を申し上げます。

「新型コロナウイルス特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」が解除され、また、感染者数が減少したことにより、6月19日から県をまたぐ移動制限が解除されるなど、「新しい生活様式」の定着を前提に社会経済活動が再開されました。その後、感染者が、6月下旬から大都市圏を中心に、地方にも拡大するなど、8月7日には、全国の一日の感染者数が1,605人とピークになり、香川県におきましても、5月、6月には、感染者がいない状況でありましたが、7月には18人、8月には27日時点で、29人と、増加する状況にあります。7月18日から9月11日まで「感染警戒期」として、外出については、不要不急の「県外」への移動は、慎重に検討すること、新しい生活様式の

徹底など、より一層の協力を呼びかけております。

しかしながら、9月に入り、綾川町におきましても、初めて感染者が発生いたしました。町民の皆様にも不安に思われていることと思いますが、感染拡大を最小限に抑えるためにも、再度、気を引き締めて頂き、感染予防にご協力をお願いして参りたいと考えております。

町におきましては、二度の補正予算において、新型コロナウイルス感染症拡大防止、生命と生活を守る各種施策を展開して参りました。このような状況の中に、多くの皆様から、本町における新型コロナウイルス感染症防止のため、寄附金、マスク、アルコール消毒液など心温まるご支援を頂きました。ご厚情に心からお礼を申し上げます。

また、一方では憂慮すべきこととして、コロナハラスメントという医療関係者、家族、感染者に対する差別的な言動やネット上の書き込みが見られます。差別的な扱いや誹謗中傷は絶対に許されるものではありません。「NO コロナハラスメント」、ご理解をお願いいたします。

今後も皆様と共に、「新しい生活様式」を進めながら、共存していかなければなりません。「ウィズコロナ」、先の見えない戦いにはなりますが、本町の取り組みに対しまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、本日、開会いたしました9月定例会にご提案申し上げました議案14件、諮問1件、報告3件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号、「固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について」は、前任者から本年7月31日をもって、退任届が提出されたため、地方税法第423条第4項の規定により、綾川町羽床下253番地 長尾光崇氏 昭和27年5月9日生まれの方を本年8月1日に補欠委員として選任いたしましたので、同条第5項の規定により、その承認を求めるものであります。

次に、議案第2号、「綾川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」は、令和2年4月21日総務省通知「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用及び業務体制の確保について」の通知を受け、国の取り扱いに準じ、職員の特殊勤務手当のうち衛生業務手当について、改正を行うもので、新型コロナウイルス感染症患者への対応や防疫作業等に従事した職員に対し、特殊勤務手当の特例の措置を講ずるものであります。作業に従事した日、1日につき3,000円、感染者等の身体に直接接触して又は長時間にわたり接して行う作業は、1日4,000円の手当を支給するため、本条例の一部を改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号、「綾川町手数料徴収条例の一部改正について」は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」により、再発行を含む個人番号通知カードの発行が廃止されたことにより、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規

定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号、「綾川町うどん会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、リニューアル工事に伴い、テナントスペースやフードコートなどの施設の構成が変更すること、また、指定管理者がテナントスペースを貸し出すための条項を追加する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第5号から議案第7号までは、「物品売買契約の締結について」の議案ですが、議案第5号、「令和2年度道の駅滝宮うどん会館管理備品購入事業」について指名競争入札を去る8月26日に執行いたしました結果、四国事務機株式会社 代表取締役 六車繁樹 氏と消費税込み、933万9千円で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第6号、「令和2年度高松市消防局綾川分署高規格救急自動車購入事業」に係る指名競争入札を去る8月26日に執行いたしました結果、香川トヨタ自動車株式会社 代表取締役 灘波順一 氏と消費税込み、1,771万円で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第7号、「令和2年度高松市消防局綾川分署高規格救急自動車（高度救命処置用資機材）購入事業」に係る指名競争入札を去る8月26日に執行いたしました結果、尾路医科器械株式会社 代表取締役 尾路豊暢 氏と消費税込み、1,886万5千円で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第8号から議案第13号までは、予算議案となっております。

議案第8号、「令和2年度綾川町一般会計補正予算（第3号）について」ですが、今回の補正予算は、主に「感染症及び感染症拡大防止対策」、「生活・子育て支援対策」、「地元経済活性化対策」の3本を柱とした新型コロナウイルス対策事業として編成しております。議会費外7款で、合わせて2億9,349万4千円を増額し、補正後の歳入歳出の総額を133億1,692万円とするもので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

「感染症及び感染症拡大防止対策」として、県保健所での行政検査に加え、地域の医療と町民の皆様の健康を守るため、綾歌地区医師会と協力し、町内にドライブスルー方式の「綾歌地区PCR検査センター」を設置するための予算として1,725万8千円を計上しております。

また、秋から冬にかけてインフルエンザの流行が予想されるところであります。新型コロナウイルスとの同時流行した場合に備え、地域医療体制を維持するため、インフルエンザ予防接種の促進を図るもので、3,479万円を増額計上したものであります。定期接種では65歳以上の自己負担1,000円を無料化し、任意接種では生後6か月から高校3年生までに対象年齢を拡大した上で無料化し、高校卒業相当年齢から

64歳までにつきましても、2,500円まで接種費用の助成を行うものであります。

また、大勢が常時出入りする陶病院では、発熱者の入場を簡便に把握するためのサーマルカメラを設置し、来院者の体温測定を効率化いたします。

その他、災害発生時の避難所における感染拡大防止につきましては、防災倉庫の設置費用2,300万円を計上しております。設置箇所は小・中学校7校とB&G海洋センター、旧粉所・旧西分・旧羽床上小学校の敷地内、合計11カ所とし、避難者同士の密を防ぐため、倉庫の中には、間仕切りテントやマットを中心に備蓄を行います。

教育現場では、国の「学校保健特別対策事業費補助金」を活用し、消毒液、アクリルパネル、非接触型体温計等を整備するほか、綾上小学校のスクールバスで過密乗車を避けるため、特別便を増便する費用として、1,250万円を計上しております。

「生活・子育て支援対策」としては、新たに「あんしんタクシーチケット」の交付にかかる予算として、1,959万3千円を計上しております。新型コロナウイルスに感染した場合に重症化する可能性が高い高齢者・障害者・妊産婦等がタクシーを利用することによって安心して移動ができるようタクシーチケットを交付するものであります。

次に、令和2年4月28日以降で令和3年4月1日までに出生した新生児を対象に、町独自に1人10万円の「あやがわ赤ちゃん応援特別給付金」を支給するため1,008万1千円を計上しております。

「地元経済活性化対策」としては、ことでんの車両や駅舎の抗菌加工、利用促進キャンペーン、旅行商品の企画などのため、関係自治体と共同で「新しい生活様式対応利用促進事業補助金」を創設し、香川県から2,000万円、関係市町が合わせて2,000万円を補助することとし、綾川町では町内各駅の乗降人数に応じて81万6千円の補助金を計上いたしました。加えて、乗客の密を防ぐための対策として「感染防止運行支援事業補助金」として500万円を計上しております。

また、町内の事業者支援及び消費を活性化するために、6月補正におきまして「あやがわスマイル応援券」5万セット、6億円分を計上しておりますが、第1回の募集をしましたところ、5万セットを超える応募がありました。大変に好評を頂いており、消費者の皆様の購買意欲を後押しし、更なる経済の活性化を図るために、1万セットの追加発行として1億2,140万円を計上しております。

以上が、一般会計補正予算案における主な新型コロナウイルス対策事業の概要であります。

続きまして、議案第9号から議案第13号までですが、「国民健康保険特別会計」「国民健康保険診療所特別会計」「育英事業特別会計」「国民健康保険陶病院事業会計」「介護老人保健施設事業会計」の補正予算であります。5会計合わせて歳出補正予算総額は、1,426万3千円の増額であり、補正後の歳出総額を53億3,753万4千円とするもので、うち診療所、陶病院、介護老人保健施設の3会計につきましては、主に新型コロナウイルス感染症対応従事者に対する慰労金を計上したことによる増額であり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

す。

次に、議案第14号、「令和元年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」であります。本町に設けております一般会計及び12の特別会計につきまして、その決算を調製いたしましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の承認を求めるもので、監査委員の意見を付して、提出しております。

次に、諮問第1号、「綾川町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、令和2年12月31日をもって任期満了となります。4名のうち、岡内利文委員、山本正昭委員、四宮玲子委員の3名につきましては、引き続き同氏を推薦し、新たに、綾川町陶5651番地1 大上茂氏（昭和29年4月28日生まれの方）を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

次に、報告第1号、「継続費の継続年度終了による精算について」は、平成30年度及び令和元年度の2カ年で実施いたしました「滝宮認定こども園（仮称）整備事業に係る継続費の精算」につきまして、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

次に、報告第2号、「令和元年度綾川町健全化判断比率及び資金不足比率について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率等を報告するものであります。

最後に、報告第3号、「寄附金の受納について」ですが、福祉向上寄附金として、匿名の方より2万円、新型コロナウイルス対策寄附金として、高松市番町1-7-5、明治安田生命保険相互会社 高松支社 様より20万3,900円、福祉向上寄附金として、綾川町滝宮2408番地5、植田賢紀 様より10万円、育英資金として、匿名の方より100万円をご寄附頂き、ありがたく受納いたしましたので報告します。

以上をもちまして、議案14件、諮問1件、報告3件についての説明を終わります。詳細につきましては、それぞれの常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（河野） これをもって、提案理由の説明を終ります。

○議長（河野） なお、日程第16、議案第14号、「令和元年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」であります。例年、監査委員さんに入場頂き、ご意見を頂いておりましたが、今年度、「綾川町監査規準」が策定されたことに伴い、本日、配布しております「決算審査意見書」をもって、審査結果の報告といたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

○議長（河野） 次に、議会関係等の6月から昨日までの主な行事関係につきましては、お手元配布のとおりとなっておりますので、ご覧になって頂きたいと思っております。

○議長（河野） それでは、只今より、一般質問を行います。通告順に発言を許します。

○議長（河野） 6番、大野直樹君。

○6番（大野）議長。6番、大野です。

○議長（河野）大野君。なお、大野君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○6番（大野）おはようございます。それでは、一般質問をさせて頂きたいと思えます。

「一歩踏み込んだ経済対策について」。

2019年12月に発生したコロナウイルスは、今なお、世界中で感染が拡大されております。その間、本町においても医療、介護、保育の現場で感染症と戦いながら、お仕事をされている皆様や町長をはじめ、執行部の皆様には心より感謝申し上げます。

現在、コロナウイルスの勢いは、形を変え、各地で猛威を振るっております。本町においては、他市町に先駆けて、子育て家庭への支援を行い、香川県の協力金に上乗せした、あやがわスマイル応援事業を行っていることは承知をしております。「あやがわスマイル応援券」においては、20%のプレミアムを付け、地域経済の活性化及び町民や町内で働く方の生活の支援を目的に、一次募集でも多くの方が応援券の購入申し込みがあったと、先ほどの提案理由での説明でもお話をされておりました。

一方で、中小企業者等事業継続支援臨時給付金の申し込みは、想定より少ないと聞いております。そこで、「中小企業者等事業継続支援臨時給付金について」、何点かお尋ねをいたします。

- ①告知不足なのか、それとも使いにくい制度なのか。そしてまた、数字なのでしょう
- か。
- ②各事業者が努力を重ね、頑張っているから3カ月間の売り上げが30%減にならないため、申し込みが少ないのか。
- ③今後、条件の変更は検討していくのか。
- ④告知不足だとしたら、今後、誰がどのように告知をしていくのか。
- ⑤中小企業や農業者をどのように、守り育てていくのか。

先の見通しがつかない中、頑張っている事業者や農業者はたくさんいます。コロナの終息が見えない中で、地域経済を支える商工業の方にどのように寄り添っていくのか。

次に、「コロナウイルス感染症対策について」、何点か質問させて頂きます。各事業者においては、一定のコロナ対策を取り、営業を行っております。しかしながら、下記のような場合もございます。例えばA飲食店。お店では、マスクの着用、働く方・お客様への検温、お客様ごとへの消毒、空気清浄機などでの対応、アクリル板を設置し飛沫感染防止等を行い、うつらない、うつさないを徹底していても、お客様がA飲食店を発症前後に利用した方が陽性反応だった場合、感染者は、検査を行い、病院での治療、入院や自宅での治療を行います。事業所においては従業員のPCR検査、また、保健所などの指導により対応を行いますが、戦う相手は、ここから、コロナから人間に代わり、誹謗中傷や風評被害を受けると、容易に予想がつきます。仮に、農業者がコロナに感染し、出荷したものが生産販売された場合でも同じことだと考えられます。いつ、うつるか分からない、万全の対策をとっていても、防げない状況である中で、仕事をしております。そこでお尋ねをいたします。

①経済の活性化と事業者自身及び従業員の生活のため、働く人や企業、特に接客業を行っている方に対して、応援金を出すことはできないのか。

②例えばA飲食店のように自衛をしているが、お客様に陽性反応が出てしまい、売り上げが一時的に落ちた場合や休業を行った場合に、お見舞金を準備することはできないのか。

「町をあげての今後の取り組みについて」。

①まずは自店で出来る範囲、取り組むことが大切です。本町においても、自主的に、マスク着用、働く方やお客様への検温、お客様ごとへの消毒、空気清浄機などでの対応、アクリル板を設置して飛沫感染防止。上記などの対策を行う事業者に対して、対策項目が分かる大きな☆（星印）にチェックを入れて頂き、お客様に来店しやすい状況をPRできるよう、町全体で取り組むべきだと考えております。罰金や助成金などではなく、星の数を目で見えて感じるののお客様です。そのような仕組みづくりを早急に行った方がいいと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

②医療従事者及び介護従事者の職員に対し、5万円が一律給付されました。人の命に係わる仕事で、通常でも負担が大きい中、町内事業所で頑張る方や町外で頑張る町民の従事者にエールを送って頂きたいと思っております。医療、福祉、保育の最前線で働く方に対し、町独自の慰労金の交付を行ってみてはいかがでしょうか。

茨城県県知事が、新型コロナ感染者への「差別禁止条例の制定」に向け、8月18日に発表しました。本町においても8月20日に前田町長がユーチューブで「NO コロナハラメント」と発信していたのを拝見させて頂きました。私自身ちょうどこの質問を書いていた時で、とっても勇気づけられました。中小企業、また本町で働く人が勇気づけられる、制度設計と情報発信をお願いします。

以上で、1問目の質問を終わります。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 大野議員の1点目の「一步踏み込んだ経済対策」についてのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援策といたしまして、本町が6月に創設いたしました「綾川町中小企業者等事業継続支援臨時給付金制度」は、8月末時点で90件の採択を行っております。まず、制度の周知につきましては、綾川町商工会や坂出法人会へ依頼し、会員宛文書に制度概要のチラシを同封したほか、香川県の各市町の事業者支援策のホームページにも本制度を掲載をいたしました。

また、町内無線放送や新聞の活用、事業者と接する機会の多い金融機関や綾川町商工会で設けている持続化給付金サポート会場での周知を依頼する等、制度の周知に取り組んでおります。

申請件数が想定より少ない要因につきましては、事業者の経営努力により、連続する



3カ月の売り上げ合計が前年同期と比較して30%以上減少することを回避できた事業者が多かったのではないかと考えております。また、事業が多忙、国の持続化給付金より支給額が少ない等の理由で申請していないなど、様々なケースが考えられます。

町独自の制度として、運転資金の利子補給を行う「綾川町中小企業者等事業継続利子補給制度」や設備資金の利子補給を拡大した「綾川町新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業振興資金利子補給制度」等、町内事業者の事業継続を多方面から支援できる制度を設けております。また、家賃対策や雇用対策への国や県の支援策もメニューが揃ってきております。本町といたしましては、今後の社会経済情勢の推移や町商工会、町内事業者からご意見を頂きながら、新たな支援制度、既存制度の変更も含め、検討して参りたいと考えております。

次に、「コロナ感染症対策」についてのご質問であります。コロナにつきましては、町民の皆様には、新しい生活様式をお願いしているところでありますが、いつ、どこで、誰が感染するか分からない状況にあります。皆様にそれぞれ感染症対策をお願いしているところでありますので、特に、応援金を出すことについては、考えておりません。万が一、事業所でコロナウイルスの発生が確認され、休業しなければいけない状況になった時には、国や県の「雇用調整助成金制度」を活用し、安心して雇用の確保、従業員の生活の確保をお願いしたいと考えております。その際、休業等で売り上げが減少した場合には、「綾川町中小企業者等事業継続支援臨時給付金制度」による給付金を受けられる制度の活用を広報して参りたいと考えております。

次に、「町をあげての今後の取り組み」についての1点目ではありますが、事業者の取り組みを広く広報することは大事なことであると感じております。これは、是非、商工会から会員に周知し、取り組んで頂き、町といたしましては、その取り組み状況をホームページなどでPRして参りたいと考えております。

2点目についてですが、ウィズコロナの現状において、感染拡大防止に向けて対人サービスに従事するあらゆる業種、職種が取り組んでいます。その中でも、特に陽性者と接する可能性が高い業種は感染リスクが高く、かつ感染による重症化リスクが高い患者や高齢者との接触を伴うため、特別な注意を払う必要があります。これらを鑑みて「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」として、国が支給を決定したものであります。保育の職場においても、同様にコロナ対策を講じながら業務を行っているものと思います。どの職種においても対策が必要であり、従事者も同様に対応していることから、各々への取り組みを区別することは難しく、町独自の従事者への給付は困難であると思いますが、コロナ禍で業務を行うご苦勞に感謝申し上げるところであります。

町といたしましては、引き続き、政府の新型コロナウイルス対策本部が決定した感染防止と社会経済対策との両立に向け、「新しい生活様式」の実践、定着に向け、啓発・支援を行って参ります。いずれにいたしましても、コロナ対策はこれで終わったわけではありません。まだまだ収束の見えない状況の中で、何をすれば有効かを検討しながら

対策を講ずる考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○6番（大野）はい。

○議長（河野）大野君。

○6番（大野）再質問させていただきます。

先ほどの町長の答弁でもありましたが、「継続支援臨時給付金」また「雇用調整助成金」ですね、ただこれ12月までを今、予定をしております。今後、延びる可能性はあると思いますが、例えば、その「雇用調整助成金」を頂き続けて、例えば1年間、給付金を頂き続けて、何度も何度も頂くことはできませんが、そういうことを例えば、延長していく中で、そうなるとう雇用の葛藤もしていかなければならんし、事業全体を縮小していかなければなりません。なので、この「雇用調整助成金」と「臨時給付金」については、もう今年度ぐらいでおそらく終わるのかなあ、まだなんかなあと思っておりますが、そういった次の手を打っていかなければならないと思っております。

そういった中で、まずは、その商工会にも是非お願いをして頂きたいと思いますが、以前、「ベッセルおおち」ですね、グランピングのキャンプがすごく流行ってですね、カップル、若者、家族の旅行の方がたくさん、おりました。また、本町においても綾川町「タツタの森」があります。そういった中で、しっかりと、ただキャンプをしてもらうだけじゃなくてですね、例えば、綾川町の豚、野菜などをですね、うまく広報して頂きながら、そこには例えば、便利ですばらしい、E-WAにはないものが、たぶんあると思います。綾川町のその例えば、「タツタの森」でございますが、そういった所で特産物を一緒になって連携して販売していく、そしてまた、綾川町の観光をPRしていく。そういったことを是非ですね、町が主導となってですね、経済を循環させる方法を一緒になって考えて頂きたいなど。商工会まかせだけではなくてですね、しっかりと町も協力して、最前線に立って、一緒になって考えて頂きたいなあと、それが1点目です。

2点目は、現在、皆さんが「新しい生活様式」の中でどのように過ごしていったらいいのか、そしてまた、この綾川町の事業者に対してどのようなことを望んでいるのか、そういったことを全体的になんか、こうアンケートみたいなものを、町民アンケートとか住民アンケートとか、そういったものをしっかり取ってですね、今後の町の方向性、そしてまた、政策を考えていく機会ではなかろうかなと思います。

例えば、コロナにあって、私、サイクリングするようになったんだという方がいれば、トイレの場所、公園の場所、自転車を停める場所、道路などその修繕だったりとか、そういったことも課題にあがってくると思います。そういった中で、そういったことを把握できるような、町民全体にアンケートなどを取ってみてはどうかなと思っております。

3点目は、一つは、テイクアウトの補助金を出している自治体もたくさんあるかと

と思いますが、このテイクアウト、今、定番にはなってはきておりますが、その中で、プラスチックごみが出ているという状況もあります。経済が優先なのか、これから10年先、20年先のことが優先なのか、分かりませんが、そういったことも踏まえてですね、持続可能な町づくり、SDGsの観点に立って、町政運営をして頂きたいし、経済プラスアルファの対策をですね、一緒になって、この経済対策と一緒に、考えて頂きたいなと思います。

1点目がですね、町の「タツタの森」とか、そういうところで、一緒になって経済プラス観光という部分で、町が主導になってやって頂けないかと。2点目は、町民のアンケート、ニーズ調査などを取って頂けないかと。3点目は、ごみなどの問題、次の時代を犠牲にすることなく、どのようにその経済プラスアルファのことを考えているのかを3点お尋ねしたいと思います。

○議長（河野） 福家経済課長。

○経済課長（福家） はい、議長。

○議長（河野） 課長。

○経済課長（福家） 大野議員の再質問に答弁させて頂きたいと思います。

まず、1点目「経済プラス観光」ということで、「タツタの森」でキャンプだけではなく、特産物の販売を、ということでございますけれども、これにつきましては、「タツタの森」でも今のところ現在、コーヒーを貸し出して、焙煎して淹れて頂くというサービスというものも貸し出してはおります。その特産物、お肉でありますとか、野菜でありますとか、そういったものにつきましては、今後、そういった保管の問題もございますので、そのへんの調整もしていかなければならないと考えております。今後は、その実現に向けまして、そういった点、研究をさせて頂きたいと考えております。

また、2点目の「町民へのアンケート」につきまして、コロナの状況になりまして、新しい生活様式もお願いしているところでございます。町民の方の生活様式も変わってはきておると思います。議員ご提案のアンケート調査につきましては、これにつきましても、同じく調整などが必要と考えられますので、実施に向けての調整をして参りたいと考えております。

また、「ごみの問題」でございますけれども、これにつきましては、関係部署と連携を取りながら、ごみの対応にあたって参りたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（河野） 再々質問はございせんか。

○6番（大野） ありません。

○議長（河野） 大野君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○6番（大野） 2問目に入ります。「乾杯条例の制定について」。

2013年1月15日に、京都市で制定され、全国的に広がった乾杯条例。最近では、日本酒や焼酎だけにとどまらず、梅酒やワイン、その他にも、牛乳やみかんジュースなど、地域の特産物を使った飲料水による、乾杯を推進し、自治体を盛り上げようと、

乾杯条例も自治体ごとに、工夫を凝らした形で制定をされております。

本町には、酒造メーカーもあり、各会社、創意工夫を行い、日本酒等の製造を行っております。お米がおいしく、水もきれいな本町で、製造された日本酒は、ふるさと納税返礼品や道の駅などで販売するなど、町の観光PRの一躍を担っております。

地酒で乾杯する条例を制定することでいくつかのメリットが生まれます。最近では、酒米をつくる農業者の中にも、温度や照度を分析し肥料計算を行い、安定した良質の酒米をつくるために努力をしている農家もおります。その酒米に魂を吹き込み、蔵人のこだわりが詰まったお酒を製造する、製造会社が本町にはあります。ウィズコロナになり、お銚子を回すことが少なくなりました。お酒を提供する飲食店や販売店、お米を作る事から始まり、製造、販売、振る舞い、観光などたくさんの方が関わり、地域の中で育つお酒。観光庁では“酒蔵ツーリズムの基本理念”「異業種連携通年型の観光持続性の確保などに留意しつつ、地域の活性化を目指す。」とあります。地方だからこそ、活きる酒蔵ツーリズムは、観光振興にとっても、重要なコンテンツです。

“お酒を飲むコト”“酒蔵を訪ねるコト”“酒造りのルーツに触れるコト”全てがコト消費に繋がります。コロナ禍で、必死に頑張っている、地元の製造業者や農業者をはじめ、関連産業の振興を図るため、飲食業や販売店を少しでも勇気づけることができる地酒での乾杯を推奨する条例の制定をお願いしたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。お聞かせ下さい。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 2点目の「乾杯条例の制定」についてでございますが、乾杯条例は、主に乾杯の際に地域特産の酒類等を促進して用いることを推奨する条例であります。2013年以降、全国で170を超える自治体において制定がされております。これらの条例は、「地場産業の振興」や「日本文化への理解促進」を目的としたものが多数であります。なお、その背景には、「消費量の減退」として、日本酒など世界に誇れる伝統文化ながら、その消費量は減少傾向にある状況を踏まえ、これらに歯止めをかけ、さらには、増加に転じたいとの趣旨が込められております。また、「地域振興」として、食文化とも絡めながらの観光産業による活性化を図る視点に立ち、昨今、高まりつつあるインバウンド需要や観光需要に繋げていこうという機運が見られることなどもあげられます。

綾川町といたしましては、地域の活性化、産業振興の発展や観光面からも、酒造会社の存在意義は大きいものと捉えておりますが、まずは、酒造会社においてもご努力を頂き、商工会を通じて、町内の飲食店での地酒の利用を促すよう働きかけもして頂きたいと考えております。現在、こういうコロナ禍にありまして、町民の皆様も、宴会を自粛されている状況にあることから、条例の制定につきましては、今後の研究課題とさせて頂きたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 議長（河野）再質問はございませんか。
- 6番（大野）ありません。ありがとうございました。
- 議長（河野）以上で、大野君の一般質問を終わります。
- 議長（河野）ここで暫時休憩といたします。

休憩                    午前 10時26分

再開                    午前 10時36分

- 議長（河野）休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。
- 議長（河野）12番、福家利智子君。
- 12番（福家利）議長、はい、12番、福家利智子。
- 議長（河野）福家君。なお、福家君は一問一答であります。1問目の質問を許します。
- 12番（福家利）通告に従いまして、順次、一般質問をさせていただきます。

1問目。「コミュニティスクールの推進は」。

地域とともにある学校づくりを目指して、コミュニティスクール、いわゆる学校運営協議会制度を設置している学校は、文科省が2019年10月30日、全国の公立小中学校と義務教育学校におけるコミュニティスクールの数は6,767校、導入率は23.7%と公表しました。コミュニティスクールは2004年に制度化され、2017年3月に成立した改正地方教育行政法で教育委員会に対して、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。学校と地域住民、保護者が力を合わせて公立学校の運営に取り組み、学校での様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子ども達の成長を支えていくための仕組みとなっています。この枠組みの基に魅力ある学校づくりが進められています。

子どもにとっての魅力は、学びや体験活動が充実や他人を思いやる心が育ち、地域の担い手としての自覚が高まる。また、防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができる。

地域の人々にとっての魅力は、経験を生かすことで生きがいや自己有用感に繋がる。また学校を中心とした地域ネットワークが形成され、防犯・防災体制等の構築ができる。

保護者にとっての魅力は、地域の中で子ども達が育てられているという安心感や保護者同士や地域の人々との人間関係が構築され学校や地域に対する理解が深まる。

教職員にとっての魅力は、地域の人々の理解と協力を得た学校運営、さらに地域人材を活用した教育活動が充実し、子どもと向き合う時間が確保できるなど様々な魅力が

いっぱいあります。

従来の学校教育が国主導型の画一的な教育から、地域の力を生かして子ども達のコミュニケーションなどが育む創意工夫のある仕組みに変える必要があると思います。

コミュニティスクールの推進をどのように考えているのか教育長にお伺いいたします。

○議長（河野） 松井教育長。

○教育長（松井） はい、議長。

○議長（河野） 教育長。

○教育長（松井） 福家議員、ご質問の「コミュニティスクールの推進」についてお答えいたします。

子ども達を取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働が重要視されています。学校の抱える課題や社会背景の変化等を踏まえ、未来を担う子ども達の豊かな成長を促すには、地域社会総掛かりでの教育の実現が必要であると考えます。

コミュニティスクール（学校運営協議会制度）は、従来の「学校評議員制度」や「学校関係者評価委員制度」の機能を発展的に一体化したもので、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域と共にある学校」への転換を図るための有効な仕組みであります。

議員お示しのように、全国で6,700余りの学校が導入しており、本町においても昨年度、綾南中学校で、本年度は、陶小学校においてコミュニティスクールを設置いたしました。両校の学校運営協議会の委員は、保護者や学校関係者をはじめ、民生委員、町内事業者、公民館関係者や有識者など幅広い方々で編成されております。

昨年度設置した綾南中学校においては、委員それぞれの立場を意識した前向きな意見交換と合意形成が行われ、目的に沿った効果的な運用が徐々にできつつあります。コミュニティスクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことを目指しており、保護者や地域の方々も子ども達の教育の当事者となり、責任感を持って積極的に子どもへの教育に携わることができるようになります。保護者や地域住民が学校運営や教育活動へ参画することは、学校や子ども達との一体感を育み、地域の活性化や生きがいにも繋がります。さらに、そのことにより、子ども達に安心して安全な生活と学びや体験が保障できるものと考えます。

教育委員会といたしましても、学校・家庭・地域で一体的に取り組み、子ども達や地域の輝く未来を創るため、地域に根差した学校づくりを目指し、コミュニティスクールの設置に努めて参りたいと存じます。

以上、「コミュニティスクールの推進」についての答弁といたします。終わります。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○12番（福家利） 議長、再質問。

○議長（河野） 福家君。

○12番（福家利） はい。先ほど、教育長の方から答弁頂きましたが、様々なですね、教

育活動に対しては、積極的に支援をして頂いている地域の方々には承知をしていますが、やはり教育といっても、基本的にはやはり人間教育というふうに私は思っております。教育を通じてですね、人間として、どう生きていくのか、まさに生きる力をどう養っていくのかというのが地域と社会で支えていく、それがコミュニティスクールの根本的なものだと私は思っております。もうこれからですね、人との触れ合いの中で育んでいく教育がこれから求められているというふうに教育長も答弁がありましたが、今、綾川町では、綾南中学校が昨年、今年、陶小学校というふうにおっしゃっていますが、全体的にこれからの計画として、どう進めていくのか、具体的にお話しして頂いたらと思います。

○議長（河野） 宮前学校教育課長。

○学校教育課長（宮前） 失礼いたします。福家利智子議員の再質問についてお答えをいたします。

今現在、綾南中学校、そして今年度、陶小学校でのコミュニティスクールの設置がなされました。先ほども申しましたように、地域に根差した、というところでございまして、各学校におきましても、今現在、コミュニティスクール（学校運営協議会）の設置につきましても色々、校内、また地域との関わりを持ちながら検討しておるところでございまして、国のお示しするとおり、全学校において、設置を考えていかなければならないというふうに思っておりますので、随時、各学校との状況を把握しながら、また、町教育委員会といたしましても全学校での設置について、指導を継続して参りたいと存じますので、ご理解をよろしくお願いしたらと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○12番（福家利） はい、議長、再々質問。

○議長（河野） 福家君。

○12番（福家利） はい。やはりですね、学校が町づくりの拠点となるようにですね、地域と学校が一体というふうに、教育長も先ほどお話がありましたが、色々その支援というのがあると思いますが、子ども達が、やはり綾川町に戻ってくる、郷土の愛というふうなことも思っておりますが、そういったことも含めてですね、これから、それぞれの学校の特色ある学校、その学校づくりと地域の一体化を踏まえてですね、綾川町の町づくりもそれに関わってくると私は思っております。そういった連携をしながらですね、子ども達の成長を地域とか社会で育んでいくというのは大事だと思います。もう一度、教育長の方からですね、子ども達の地域との関わり合いというのを具体的にお話しして頂いたらと思います。

○議長（河野） 松井教育委員長。

○教育長（松井） 福家利智子議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃるように地域と学校というのが当然、一体となって、そして、地域の支えがあって学校が成り立っていく、また、学校のやりたい事というのを地域の人が理解し

て、そして共に作っていく学校というのがコミュニティスクールの発展的な形になろうと思います。そのためにはですね、やはり、先生方自身もですね、子ども達と地域の繋がりをですね、今後とも深めることが大事であると思いますし、地域の方々も積極的にですね、学校にお寄り頂いて、共に作り上げていくという事、これが将来的には、子ども達がまた綾川町に帰ってくると、そういうふうな繋がりに、どんどん繋がっていくんじゃないかと思いますので、今後ともですね、積極的にこの制度を進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたらと思います。以上です。

○議長（河野） 福家君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。福家君。

○12番（福家利） 2問目、「農業の6次産業化の推進は」。

6次産業化は少子高齢化、後継者不足などを改善し、将来の農業をより明るくするための重要な取り組みであり、所得の向上や農作物の生産拡大に繋がるものです。6次産業化の方法として、農業者が自ら加工や販売に取り組む単独型と農業者と食品加工業者がお互いの経営資源を生かす連携型の2つがあります。マーケティングやパッケージデザイン、衛生管理、食品表示など多岐にわたる専門知識や加工技術の取得が必要となります。

今年度、国では専門家派遣制度の対象の見直しが行われ、6次産業化に取り組み始めた農業者などは、支援を受けることが難しくなったということです。今後、6次産業化の取り組みを拡大していくために、本町として、どのような支援策を講じていくのか、町長にお伺ひいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 「農業の6次産業化の推進は」についてお答えをいたします。

6次産業化に取り組む際には、消費者や市場のニーズを踏まえつつ、流通・加工業者等のアイデア・ノウハウも生かしながら、農産物の生産、加工、流通、販売のそれぞれの段階において、付加価値を高める工夫をすることが大切であり、また、その実現のためには、消費者ニーズに合った作物の選定、新しい加工技術の導入、販売ルートの確保などを明確にした事業計画の策定が重要であります。国の専門家派遣制度は、農業者の課題解決に有効な手段であり、昨年度までは希望すれば誰でも活用できましたが、今年度から実効性のある事業計画の策定などが求められ、支援対象となる農業者が絞られるなどの見直しが行われております。町内の農業者の相談状況を申し上げますと、本町への直接の相談はありませんが、「かがわ6次産業化推進センター」、ここへは昨年度1件、今年度1件の相談がありました。

今後の支援につきましては、新たに6次産業化に取り組む希望のある農業者から本町に相談がありましたら、支援の窓口である「かがわ6次産業化推進センター」や「県の中讃農業改良普及センター」等と連携して相談にあたりると共に、国や県の6次産業化関連補助事業、また、町の創業支援事業補助金制度を活用し、ハードとソフトの両面か



ら6次産業化を支援して参りたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○12番（福家利）はい、議長、再質問。

○議長（河野）福家君。

○12番（福家利）町長の方から答弁を頂きましたが、商品企画から販路確保まで、明確にした実効性のある事業計画が大変重要な、というような事が言われております。なかなかですね、今、農業経営高校の生徒の皆さんも香川県産ですね、加工品を使ってですね、取り組んでいる状況の中ですね、うまく農業経営高校の生徒と農業試験場、さらには、農家の皆さんとですね、連携を取りながらですね、この前もですね、町長の方から、秋冬野菜でブロッコリーが、香川県はなんか市場の方では1位というようなことも聞いておまして、そういったブロッコリーを含めてですね、香川県産の野菜、果物等をですね、その6次産業化の加工品を含めてですね、取り組む、これからの時代だと私は思っておりますので、研究の課題というふうにおっしゃりますが、もう一步踏み込んだですね、農業経営高校の皆さんと一緒にですね、農家の皆さんも含めて、そういった公共の施設を利用しながら、前向きにですね、やって頂きたいと思いますが、そのへん、経済課長はどういうふうに思っておるのかお聞きしたいと思います。

○議長（河野）福家経済課長。

○経済課長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家君。

○経済課長（福家）福家利智子議員の再質問にお答えをさせていただきます。

再質問では、農経高校の生徒と農家の連携ということでございますけれども、これにつきましても、農経高校の方との協議もございまして、こういった商品開発でありますとか、付加価値を付けるという方法につきましても、県の普及センターの方とも連携をいたしまして、こういった方法があるのか、というのを模索をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○12番（福家利）ありません。ありがとうございました。

○議長（河野）以上で、福家君の一般質問を終わります。

○議長（河野）16番、安藤利光君。

○16番（安藤）はい。16番、安藤。

○議長（河野）安藤君。なお、安藤君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○16番（安藤）それでは、質問をさせていただきます。まず、今回の巨大な台風10号による被害の復興、被災者の回復を一日も早くお祈りを申し上げたいと思います。

○議長（河野）安藤議員、マスク、のけて結構です。

○16番（安藤）そうですか。それじゃあ、マスク、のけさせてもらいます。

まず、第一に「道の駅滝宮うどん会館、早期に同時オープンを」ということでござい

ます。道の駅は、地域の情報発信基地としての役目があり、その地域をアピールしております。道の駅滝宮うどん会館が地域づくりの活性化に寄与できる施設にすることが何よりも大切であります。

町長は、令和2年度施政方針では、「道の駅滝宮うどん会館は平成31年1月に国が地方創生の核として支援する重点「道の駅」候補に選定されており、リニューアル後は町の農産物をPRする産直市及びショップ売り場面積の拡大、セルフうどん店、スイーツベーカリーショップ、地域食材レストランを配置し、綾川町のアンテナショップとしてプライベートブランドの開発を進めたい。また、民間事業者と連携を強め、重点「道の駅」候補にふさわしい、町民に喜んで頂ける施設にしたい」と、早期オープンに向けて事業を進めたい」と述べました。

そして現在、うどん会館再生計画に基づき、令和2年10月工事完了、今年中のオープンを目指して工事を進めておりますが、進捗状況はいかがですか。お伺いいたします。

一方、売り場面積を拡大し、町の農産物をPRする産直市施設が完成し、オープンするのが3月末の予定という話を聞きます。JAとの協議はどのようになっていますか。内装等の工事は、運営する側になっておりますが、産直生産者のためにも、道の駅滝宮うどん会館のオープンは早期に同時にすべきではないでしょうか。お伺いいたします。産直施設は3月末、それ以外の建物は12月にオープンするというのでは、まずいと思います。JAとの詳細な協議が必要ではないでしょうか。

また、年内の12月には、徳島と香川県境の猪ノ鼻峠を新トンネルで抜ける国道32号線が開通になります。距離も4km短くなり、徳島県三好市と香川を結ぶバイパス道路も交通量も増えて、県外からも32号線に入ってくると思います。それも含めると、年内同時オープンするようにすべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。まず、お伺いいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 「道の駅滝宮うどん会館早期に同時オープンを」についてお答えをいたします。

現在、うどん会館のリニューアル工事につきましては、梅雨の影響もあり、若干の遅れはあるものの、町で施工すべき建築工事につきましては、ほぼ予定通り進んでおります。テナントの内装工事や開店準備を行い、12月中旬の同時オープンを目指して進めてきたところでございますが、JAや各テナントの内部事情もありまして、同時オープンは難しい状況となっております。

先の8月25日の建設経済委員協議会でも説明申し上げたとおりでございます。本来であれば、テナントが同時オープンし、大々的なPR及びオープニングイベントを実施して、多くの来客を誘致すべきであります。しかしながら、今のコロナ禍の状況を鑑

みますと、12月に終息している状況にはなく、町内における各種行事等が中止されるなど、「新しい生活様式の徹底」、「イベント等の開催」についての感染防止対策が求められている中でもありまして、誠に残念ではございますが、コロナ禍の現状及びテナント事業者の事情も勘案し、12月中旬以降、順次オープンとなるのもやむを得ないと考えております。ご理解を頂きますようお願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○16番（安藤）はい、議長。

○議長（河野）安藤君。

○16番（安藤）JAとの内部事情が難しい、というご説明がございました。8月25日に行われた道の駅滝宮、ファーマーズマーケットですか、開設に伴う説明会をJAが行った中では、綾川町の農産物直売所以外のオープンを12月中旬予定と。で、農産物直売所は3月下旬オープンという運用スケジュール表が出されておりますが、やはりその12月年内のオープンということで、当初は、私達は聞いておったわけですが、そういう説明が十分私達には伝わってないように思うんですが、いかがお考えでしょう。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）再質問を頂きました。

先般の8月25日に、皆様方の建設経済委員協議会で正式に、同時オープンができないという旨を説明申し上げたところでございますけれども、ただ単純にですね、我々も農協と協議をしていなかったわけではございません。農協とも協議をさせて頂き、これはもう春から、発注した時点からやらせては頂いておりました。そういう中でJAにもJAなりの事情もございますし、ま、そういうことで、JAにも色々協議頂いた中で、12月の同時オープンというのは少し難しい、ということで、こういう結果になったわけでございます。しかしながら、この施設をいいものにしようというのは、当初から全然、変わっておりませんので、JAもファーマーズマーケット県内第2店として、すばらしいものにしていこうというこの意気込みは我々も感じておりますので、そのへんをご理解頂いて、新しい道の駅、これにご期待を頂けたらと、そのように思っております。同時オープンできないことは、先ほど申し上げましたように、大変残念なことではあります。うまくこの機会を利用して、うまく色んな面でPRできたらなと思っておりますので、ご理解をお願いします。以上です。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○16番（安藤）はい、議長。

○議長（河野）安藤君。

○16番（安藤）非常に町も努力をされたということのお話ということになりますが、4月から生産者の方もすでに休んでおるという状況で、本当にその工期も若干遅れて

おるが取り返しておるとい話もございましたが、やはりその工事の内容をみてみましても、あまり間仕切りの工事もない工事じゃなかろうかと思うんですが、もう少しこう、これからもまだ準備期間もありますので、やはりJAさんとも十分相談して頂いて、年内に早めることもできるのではなかろうかと、いうふうなことを私達は思うわけです。リニューアルオープンと合わせましてですね、バスの実証実験も行いますし、そしてまた、町営バス路線の改正も行うということでもありますので、同時オープンに向けてですね、なおさらJAとの協議をできたら進めて頂きたいと思うんですが、再度、お伺いをしておきたいと思うので、よろしくお願ひします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）議会の方から、そういうご要望があったということは、JAに伝えさせていただきます。これについてはですね、JAも大きな組織でありますので、色々手順を踏んでの我々に対する回答を頂いたと思っておりますが、そういう面もあります。皆さん方、安藤議員のこういう意見があったというのは、お伝えさせていただきます。以上です。

○議長（河野）安藤君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○16番（安藤）議長。

○議長（河野）安藤君。

○16番（安藤）2問目の質問に移ります。「女子サッカーチームの現状と取り組みについて」ということであります。

女子サッカーチームの誘致は、西分地域だけではなくて町全体が活性化され地域振興づくりに役立つために、町は取り組んで参りました。そのために、町は、旧西分保育所を女子サッカーチームの寮として利用する目的で2,000万円余りを改修費用として支出して参りました。令和元年度から工事も進めて、改修も終了し使用できる状況になっておりますが、現在入寮者はいません。町民からは、「わざわざ宿泊施設として造ったのに、利用できないのではもったいない。どうなっているのですか。」という等の問い合わせがきます。今後どのように利用をしていくのでしょうか。確かに、建物の管理は町がして、光熱水費はUDNの会社が負担をしておりますが、活用をされるようにすべきではないですか。現在、UDNは選手募集はどのように行っていますか。合わせてお伺ひいたします。

そして、女子サッカーチームのUDN香川FCの選手2名の方が東京から来られて、綾南ジュニアサッカーチームと交流したりして頑張っておりますが、これら選手のためにも町としての支援が必要ではないでしょうか。現在の女子サッカーチームの現状とこれからの取り組みについて、伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）2点目の「女子サッカーチームの現状と取り組みについて」お答えをいたします。

これまでも議員の皆様にはご説明して参りましたが、改めまして、説明をいたします。女子サッカーチームUDN香川は、高齢化率が高い西分地区において、地元のイベント等への参加を通じて地元住民との交流を図ることで、地域を活性化すること、また、チームを媒介として関係人口を増やすことで、地元だけではなく、綾川町全体の地域や人々との間に多様な関わりが生まれ、町全体が活性化することをねらいとしております。

現在、選手の募集については、新型コロナウイルス感染症拡大により、県をまたぐ移動制限やチーム自体の活動自粛等により、選手を選考する機会が確保できていないのが現状であります。また、8月15日、16日には、総合運動公園において、選手選考のための合同練習会を開催する予定でありましたが、関東、東海地域からの選手の移動ができず、中止となってしまったと聞いております。

しかし、コロナ禍の状況ではありますが、チームのゼネラルマネージャー、監督は、県外の高校、大学、クラブチームを個別に回り、一人でも多くの選手を獲得できるように奔走しております。町といたしましても全面的に支援をしているところでありまして、全国の他のチームにはない地元自治体が応援しているということをSNS等を活用して積極的に発信をして参りたい、そのように考えております。

また、地元との交流も考えておりました。西分地区、地元との交流を考えておりましたが、コロナ禍で各種イベントが中止になるなど、地元での活動PRができていない状況でもあります。これまでも、何度も答弁の中でも申し上げて参りましたが、本事業につきましても、あくまでも地域振興が目的であります。西分地区はもちろんでございますが、綾川町全体が活性化され、盛り上がるような団体になることを期待しているもので、もう少し長い目で、温かい目で、心で、見守って頂ければ幸いです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○16番（安藤）はい、議長。

○議長（河野）安藤議員。

○16番（安藤）ちょうど先週の土曜日ですか、西分の保育所の所、行きますと、2人の方が練習をしておりました。2時間くらいですか、暑い中でね、やっておりましたが、マネージャーさんともお話しして、どのようにこの寮を考えとんですかと、話を聞きましたら、来週ですね、埼玉とか県外の方にも行って、募集しに行くんだというような話もしておりましたが、いずれにしましてもですね、やはりそのああいうね、せつかく大工事をして2千万余りかけた事業ですから、やっぱりいつまでに、やはりあの寮をきちっと埋めていくのかということ、きちっと、やはりこの設けて、期間を設けてほしいということ、さらには、今の2名のままでは選手がかわいそうです。そういう面ではやはり本当に選手定員を満たすようにですね、やはり努力をですね、これからしよるといことですが、もう少しこう、今しばらくという話もありましたが、具体的にもう一つ、ご答弁をできればお願いします。

○議長（河野）松本総務課長。

○総務課長（松本）はい、議長。

○議長（河野）松本君。

○総務課長（松本）安藤議員の再質問にお答えさせて頂けたらと思います。

先ほど、町長答弁でもございましたように、本来ですと8月15、16日です、選抜というふうな形での予定でございました。当然ながら現在、新型コロナのやはり陽性者がですね、発生している状況でございます。まずは、コロナをどうするのか、というのが第一目標になろうかと思っております。そういう部分ではですね、テレワークとか同じようにですね、インターネット等を使いながら、何とか支援したいな、とは考えております。当然ながら現在、新型コロナの真っ只中ではございますので、長い目でですね、見て頂けたらと考えております。ご支援の方につきまして、議員さんのお気持ちの方は十分伝わるような形でUDNに伝えて参ろうとは思っておりますので、よろしくご理解頂けたらと思っております。以上です。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○16番（安藤）はい、議長。

○議長（河野）安藤君。

○16番（安藤）UDNとのこの契約というんですか、このいわゆる寮も含めてね、あれは3年でしたかね。ちょっと期間をもうちょっと、契約もちょっと含めて具体的に。

○議長（河野）松本総務課長。

○総務課長（松本）はい、議長。

○議長（河野）松本君。

○総務課長（松本）安藤議員の再々質問について、お答えを申し上げます。

旧西分保育所です、契約につきましては、3年という形になっております。そういう部分で、3年を一区切りにして、再度どうなるかっていうのは、その折にまた検討させて頂けたらと思っております。

○議長（河野）安藤君の2問目の質問が終わり、3問目の質問を許します。

○16番（安藤）それじゃあ、3番目の質問で、「避難所での生活向上と感染症対策の改善について」。

新型コロナウイルス感染拡大は極めて憂慮すべき事態となっております。第2派、第3波等長期にわたることが想定されており予断は許しません。また冬場のインフルエンザの流行の対応も必要であります。今後、地震、豪雨災害が起これば、コロナ禍と自然災害という複合災害になるのではないかという不安が住民の中に広がっております。新型コロナウイルスは、飛沫感染や接触感染により感染拡大をいたします。従って、「3密」を避けることが求められます。

学校の体育館等に避難者を集める避難対策は、被災者や団体の運動で、段ボールベッドなどを備蓄すること等、改善方向も見えますが、典型的な「3密」状態であることは変わりありません。避難所でクラスターが発生するのではないかという不安は当然の

ことであります。河川氾濫等が発生し、行政から避難指示が出た場合、避難所に避難することになっております。しかし、避難所である体育館のような大型屋内施設には大勢の人が雑魚寝しながら夜を過ごす、食事はワンパターン、トイレは不衛生で着替えするところもない状況だと思えます。

こうした環境の中で、災害による死亡では関連死が増えていることであります。東日本大震災では直接死が約18,000人余に対して、関連死約3,700人(17%)、熊本地震では、直接死が55人に対して、関連死が200人余となっております。問題は関連死の原因が避難所にあると言われております。東日本大震災における関連死の原因調査では、避難所移動中の肉体・精神的疲労による死亡が約30%、避難所等における生活の肉体・精神的疲労による死亡が約50%となっております。関連死を防ぐためには避難所が人間的な生活環境となるように、常からの準備が必要であることを示しております。

こうしたことから内閣府は、都道府県、保健所等に対して「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」の事務連絡を3回発出してしております。緊急事態宣言を出した4月7日の事務連絡では①通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図ると共にホテル等の活用②親戚や友人の家等への避難の検討③避難者への健康状況の確認、頻繁に手洗いすると共に、咳エチケット等の基本的な対策の徹底、十分な換気の実施、スペースの確保等8項目の具体的な対応を地方自治体に求めております。

しかし、問題は、それを現実の状況を踏まえてどう確実に実現するかということであります。コロナ禍における避難所の重要な問題は、事前の備えが何よりも求められております。それぞれの都道府県では、「避難所運営マニュアル作成指針」を作成しております。綾川町では、「避難所運営マニュアル作成指針」は作られていますか。お伺いたします。

2017年の北九州北部豪雨災害で被災した朝倉市では、「災害時、避難所における1人あたりの収容面積をこれまでの1.65㎡から7.7㎡と、4.7倍にしたそうあります。密閉された空間で「3密」を避けることが目的で行っております。このように具体的な対応が始まっております。一方、全国知事会も避難所における感染拡大防止のために、マスク、消毒液、間仕切り等の備蓄を5月に要望をしております。南海大地震、大規模災害を想定した準備は緊急課題であります。そのためにも避難所での生活向上と感染症対策の改善が必要であります。町の考えを具体的にお伺いたします。また、避難訓練について、いつ頃の予定なのか、合わせてお伺いたします。

○議長(河野) 前田町長。

○町長(前田) はい、議長。

○議長(河野) 町長。

○町長(前田) 「避難所での生活向上と感染症対策の改善について」お答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、安藤議員ご指摘のとおり、香川県におきましても、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針」をこの6月に作成をし

ております。本町といたしてもその指針を踏まえ、避難所の運営にあたる役場職員、公民館職員、女性消防団員、災害支援団員に対して、県の指針を遵守して避難所運営にあたるよう周知をしております。

また、災害時に優先的に開設する町内8カ所の公民館と綾上農村環境改善センターにおきましては、フェイスシールド、アルコール消毒液、非接触型体温計をはじめとする対策用品を配備済みであります。地域防災計画におきましては、通常、全体で9カ所、今申し上げた9カ所で、1,190人であった収容人数が、新型コロナ感染症対策として、人と人の距離をとった場合、595人となることの現場確認を行っております。あわせて、既に昭和公民館では災害支援団員により、また、陶公民館と粉所公民館におきましては、女性団員により受付場所の設置、発熱者等の専用スペースと動線の確認、段ボール間仕切り等を使った避難スペースの確保の訓練を実施しているところであります。

本町におきましては、昨年の綾川町校区の防災訓練における避難所開設訓練に引き続き、11月には新型コロナの感染拡大状況次第ではありますが、避難所の運営訓練を実施予定としておるところであります。内容につきましては、検討中ではありますが、その内容において、運営訓練と合わせてコロナをはじめとする感染症対策訓練を行い、その知見を活かして、現在作成中であります「避難所の運営マニュアル」を実効性のあるものとしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○16番（安藤）はい、議長。

○議長（河野）安藤君。

○16番（安藤）今日の新聞を見ますとですね、いわゆる九州の台風10号に対して、コロナ禍で避難所が満杯だということですね、避難所では受け入れきれないという問題が発生しとるということですね。そういう面で、綾川町の場合は大丈夫かなあと。宮崎でも、なんか昨日テレビを見ますと、20カ所、避難所を増やしたという状況が出ておりましたけれども、もう少し、コロナ禍での避難所というのを見てみますと、非常にこう甘くないのかなあと。非常にこう、そういう面で、運用マニュアルもまだできてないそうですが、早く作って頂いてですね、人と人の距離をしっかりとってですね、本当に今のままで満杯になる可能性があるんでないかとか、もう少し危惧した立場でですね、検討が必要じゃなからうかと思えます。さらには、運営、環境改善でも、いわゆるプライバシーの問題、さらには、トイレの問題、さらには、介護人の必要な人がいないかどうかですね、さらには、新型コロナ感染に対する公衆衛生活動を行う人材はできているのかどうかですね、こういう問題も出てくると思うんですが、さらには、温かい食事の問題もあります。そこのあたり、環境改善についてももう少し踏み込んだご答弁をお願いしたいと思えます。

○議長（河野）松本総務課長。



○総務課長（松本） はい、議長。

○議長（河野） 課長。

○総務課長（松本） 安藤議員の再質問についてお答えを申し上げます。

現状ですね、先ほど町長答弁でもございましたように、595人がですね、一時避難所でございます、公民館を中心に今、展開しております。過去にもですね、この595人を当然のように上回ったケースはございません。また、南海大地震、南海トラフの大地震におけます想定のもので、人数としましては、660人。内容としましては、施設内での避難が330人、また、車等での避難が330人ということで、そういうような部分でもですね、595人は想定内、いわゆる避難者数をクリアしているのではなかろうかと考えております。また、指定避難場所になりますが、その他のですね、空調が完備できておる場所としましては、いきいきセンター又はえがお、又は、本日このですね、綾南農改センター等がですね、一時避難所ではございませんが、空調が完備できているという部分がございます。そちらの方がですね、195人とですね、それを足してもですね、660人をクリアできているのかな、とは考えております。

また、再質問の中にありましたプライバシー、トイレ、介護につきましては、それぞれ運営マニュアルの方でこれから完成を目指していきたいと考えております。

また、コロナにつきましても、それを含めた状態での本年のですね、訓練の方を考えております。ただ、このような状況でございますので、その訓練のあり方、また、訓練が実現可能かを含めてですね、今早急に検討しておる状況でございますので、ご理解を頂けたらと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○16番（安藤） ありません。

○議長（河野） 安藤君の3問目の質問が終わり、4問目の質問を許します。

○16番（安藤） それでは、「夜間についても火災放送をするように検討を」という質問であります。

6月議会で火災放送についてお伺いいたしました。「4月から火災放送が無くなり、町民からは火災については近所に発生しても気がつかず、後から知るのでは困る。火災放送は行ってほしい。何のために防災行政無線があるのか。放送をする際には、サイレンの音ばかり長く流すのではなくて、どこに火災が発生したのかを放送するようにしては」とお聞きしました。

それに対して町は「家庭用個別受信機の貸与希望調査の際、無線放送について、アンケート調査を行い、火災放送については「サイレンの音に子どもがこわがる等の意見もあり、大規模火災により避難行動を促す場合を除いては、防災行政無線を使用しないことが妥当と判断した。現在、防火啓発活動に取り組んでおり、今後、試験停止の影響を調査し、より良い対応を検討したい。」と答弁をされました。

また、再質問では、「3月末の火災では、放送があったから近所の方が火災の早期消火に努め、延焼を免れたということを書いており、火災放送はするように」とお尋ねし

ました。それに対して町は「現在、火災予防放送を試験的に実施しながら再度より良い放送に取り組んで参りたい」と答弁をされました。そしてその後、牛川地区で昼間、火災発生時の放送をするようになりました。住民からは「放送をしていたので分かった。続けて下さい。良かった。」等の意見があがっています。夜間についても、火災がどこで発生したのかを内容を放送するようにはいかがですか。住宅等の住民の生命と財産を守るためにも早期の消火が大切であります。防火行政無線は非常災害その他、緊急事項の通報、連絡に関する業務を担っています。是非、検討するようにはして下さい。お願いをいたします。お尋ねをするものであります。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）「夜間においても火災放送をするように検討を」について、お答えをいたします。

7月より昼間の火災発生時には、火災放送を火災予防啓発として開始をしております。その結果としまして、消防団活動においては、地域住民の方が道案内や水利を教えてくれるなど一定の効果がみられました。しかし、放送の目的は消火活動を住民に手伝ってもらうためのものではありません。7月からの放送も、「只今、火事が発生しており、火災に注意してほしい。」という啓発の放送として行っております。ただ、現在、夜間は放送しておらず、先般の午前2時過ぎに起こりました建物火災のような場合におきましては、深夜に放送を行うかどうかについては、今後検討する必要があると考えております。職員の就業時間以外の時間帯の放送対応につきましては、定時放送を利用して行うなどの対応も検討して参りたいと考えております。

今後も、引き続き、多発しています下草火災をはじめといたしました火災の発生件数を抑えるよう、防火啓発方法の改善に引き続き、取り組んで参る。また、状況を見極めて参りたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○16番（安藤）はい、議長。

○議長（河野）安藤君。

○16番（安藤）建物火災、非常に重要な財産ということだと思います。やはり建物火災が延焼するということになりますとですね、本当にその地域の方、そしてまた、親戚の方も非常にこう危惧をしておる状況でありまして、やはり昼間放送して、夜は啓発であるから取り組まないということでは、やはり一貫性がないのではなかろうかと。建物のあるような夜間こそ、放送していくべきじゃなかろうかと。是非、検討をお願いしたいと、再度お伺いをしておきます。よろしく申し上げます。

○議長（河野）松本総務課長。

○総務課長（松本）はい、議長。

○議長（河野）松本君。

○総務課長（松本）安藤議員の再質問についてお答えを申し上げます。

夜間こそ、という話でございますが、夜間こそ安全が確保しにくい時間帯になります。そういう意味ではですね、状況を見極めながら、引き続き、取り組みを申し上げますらと思っております。よろしくご理解の方、お願い申し上げます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○16番（安藤）はい。以上で終わります。

○議長（河野）以上で、安藤君の一般質問を終わります。

○議長（河野）9番、井上博道君。

○9番（井上）はい、9番、井上。

○議長（河野）井上君。

○9番（井上）それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。「農地転用答弁及び関連問題について」。

今年6月の私の一般質問では、滝宮地区の農地無断転用に係る、農地の適正利用と遵法管理指導についての本町の考えをお尋ねいたしました。その後、当該農地に関する事態も進展したことと思われませんが、本町の答弁に対する私の意見も含めて、以下4点お聞きしますので、個別具体的にお答え願います。常体で失礼をいたします。

- (1) 当該農地が農地転用許可を受けていない場合の、農地法に基づく処罰を含めた本町の今後の対応、監視の実効的な在り方を私が尋ねた際、「当該土地所有者が、今年7月の農業委員会には農地転用許可申請書を出す」と協議している。7月の締め切りまでに周辺の水利組合、隣接する土地所有者等と調整をして、申請書は出ると思っている。」との答弁が本町よりあった。しかし、7月の農業委員会には、農転許可申請書は出なかった。結果的に、6月の本町答弁は、虚偽答弁の謗りを免れないが、見通しが甘かったのではないか。当該土地所有者と、どのような協議をしていたのか。
- (2) 今年8月の農業委員会には農転許可申請書が提出されたと聞かすが、それまでの当該土地所有者、地元水利関係者、隣接土地所有者、農業委員会事務局及び農業委員（農地最適化推進委員を含む）の間での話し合いの状況、農業委員会での本件審議状況と結果はどうか。
- (3) 当該土地の使用実態（サッカー場）と地目（農地）が合っていなかった事による、税金についての下記項目はどのようになっているのか。固定資産税の納入及び差額処理状況、延滞料金発生有無、本町内の本件と似たような事例（使用実態と地目の乖離、不適正納税）の過去及び現在における有無、本件のようなケースの場合のチェック者有無、農業委員会及び関係部署との連携有無。
- (4) 昨年9月の私の一般質問「農地保全の在り方について」に対して、「本町では過去に無断転用事案があった。農地復元、追認許可としての農地転用申請手続きによる適正な解消を図った。今後とも、農地復元、農地転用の追認許可申請手続きを速やかに行うように指導を徹底し、適正な判断基準に基づく、迅速かつ円滑な解消を進める。」

との答弁があった。

「追認許可」にも様々な事情があると思われるが、農転許可申請をする前に、物事を勝手に先に進め、後で町当局に認めさせる「遣り得」を認めるような追認許可制度は私は感心できないが、町当局は追認許可制度について、どのように考えるか。町条例で、追認許可要件を細分化して厳しくすることについて、どのように考えるか。

農地法に基づき、農地転用等に際し、農地の無秩序な開発を監視、抑止する農業委員会の委員各位が転用案件等の検討、年間を通して農地全般に関する事務を遵法精神で粛々と執行している中で、農地の無断転用をする人がいれば、農業に誠実に取り組んでいる人達に迷惑をかけたたり、周辺に居住する人達の秩序や地域の和・平穏を崩壊させる等、悪影響を及ぼします。農地、水路、溜池を適正に維持・管理している人達にも大きな迷惑をかけます。法治国家において、一方的な不法行為でマウントポジションをとるようなことは絶対に許されません。本件地元の安寧、同様事例の発生防止、本町の更なる発展を願うと共に、総括の意味も含めて、本件農地転用答弁及び関連問題についての本町の考えを伺いまして、私の質問を終わります。

○議長（河野） 前田町長

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

1点目ではありますが、当該土地所有者は、7月の農業委員会に農地転用許可申請書を提出するべく作業を進めておりましたが、現地調査にあたって、現地不確認地の存在が判明したことから、法務局との調整に日数を要するなど、不測の事態が発生したことにより、締め切り日までに提出ができなくなりました。なお、この間、当該土地所有者に対しましては、関係者との調整の進捗状況の確認や無断転用の解消を図るための是正申請に必要な関係書類の作成指導などを積極的に行ってきたところであります。

2点目ではありますが、当該土地所有者と地元水利関係者、農業委員及び農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局が一堂に会して、話し合いの場を持った結果、水利組合から同意を得ております。また、隣接農地所有者との排水処理に係る課題についても協議が整ったことから、隣接同意を得ることができ、8月の農業委員会において、農地法第5条の転用関係書類として、提出がされております。これによりまして、香川県が定める「農地転用に係る審査基準」などに基づき、審議した結果、適正な内容と認められ、転用における「許可相当」と判断し、県に進達をしているところであります。

3点目ではありますが、「固定資産税の納入及び差額処理状況、延滞金の有無」につきましては、個人情報に関わる事柄でありますので、お答えは差し控えさせていただきます。

「似たような事例の過去及び現在における有無」につきましては、本町における土地の評価は、総務大臣が定める「固定資産評価基準」に基づき、地目ごとに定められた評価方法により、原則として一筆ごとにその年の1月1日現在の現況の地目により評価し、また、現況地目については、土地全体としての現況及び利用目的などに重点を置き、

永続性のある使用に基づき、地目の認定をしているところであります。また、過去の似たような事例につきましても、同様な評価基準に基づき、適切な対応をしておるところであります。

「地目認定に伴うチェック者の有無」につきましては、通常は法務局からの登記済み通知及び農業委員会からの情報提供、また、住民及び関係部署からの申し出等があれば、航空写真等による机上確認及び現地に出向き、実地調査を行い、確認をした上で地目認定をしております。

「農業委員会及び関係部署との連携の有無」につきましては、現在、農業委員会から転用等の情報が提供され、その情報をもとに現況調査及び確認を実施しているところではありますが、土地評価に影響があると思われる情報につきましても、提供するなど、適正かつ公平な課税に努めて参りたいと思います。

4点目ではありますが、無断転用につきましては、決して許されるものではありません。また、農地法に基づく罰則規定があります。しかしながら、許可権者である香川県知事が、農地転用許可に係る審査基準に基づき、審査した結果、「追認許可」と判断した場合には、町といたしましても妥当な判断であるものと考えております。従いまして、許可権者は香川県知事であることから、町において、追認許可要件を細分化して厳しくする条例につきましては、制定すべきではないと考えております。

本町といたしましては、引き続き、農業委員や農地利用最適化推進委員による農地パトロール等の活動を通しまして、また、無断転用につきましては、本来の農地状態への復元、あるいは、農地法に基づく農地転用の正しい手続きを速やかに行なうよう香川県と連携を図り、農地の適正利用に努めて参りたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○9番（井上）はい。

○議長（河野）井上君。

○9番（井上）それでは、1点だけ再質問をさせていただきますけども、固定資産税関係ですけども、当該、遊び場と言いますか、サッカー場ですね、少なくとも1年以上使っていたと私が調査した範囲ではそうなっていますけども、地目は農地だったはずですけども、サッカー場がどういう地目になっているか分かりませんが、当然、固定資産税の課金額が違ってくると思うんですけども、何十何円とか何百何千円とか、そういう額を聞いてるんじゃないかと、そういう本来適正に納めなければならない税金をちゃんと納めていたのか、あるいは追徴したのかですね、そのへんをですね、具体的な金額じゃなくても結構ですけども、基本的な考えとどういうふうに対処したのかと、あるいはしてないのかと、それだけをちょっとお伺いいたします。

○議長（河野）宮本税務課長。

○税務課長（宮本）井上議員さんの再質問にお答えいたします。

一部サッカー場ということで、地目認定するとなれば雑種地になるかと思えます。こ

の件につきましては、先ほど答弁でもございましたが、賦課期日である1月1日においては、その利用状態が税務課では明らかではありませんでした。農業委員会において指導している案件であるため、今後の経過及び現況確認により、次年度において課税に向けまして、課税地目の認定を行って参りたいと思います。支払い等につきましては、先ほど言ったとおり個人情報のため、控えさせていただきます。以上でございます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○9番（井上） はい。

○議長（河野） 井上君。

○9番（井上） もうこれでご意見を申し上げますけども、役場も色々行政大変だと思っておりますけども、一層ですね、本件に関わらず、横の連携を密にして頂いて、さらに厳しく是々非々でやるべき事はやる、ということで厳しく、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（河野） 以上で、井上君の一般質問を終わります。

○議長（河野） ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午前 13時00分

○議長（河野） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○議長（河野） 2番、松内広平君。

○2番（松内） はい、議長。2番、松内です。

○議長（河野） 松内君。なお、松内君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○2番（松内） それでは、通告に従い、只今より、一般質問を行います。

1. 「コロナ禍における小中学校の思い出作りを」。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、綾川町内の小中学校においては、長期の臨時休校となりました。昨年度は3月3日より春休みを含めて4月5日までの約1カ月間、今年度は4月13日より5月31日までの約2カ月弱を休校としました。学校再開後は、学習時間の確保と感染予防対策を行うことから各種行事の中止が決定しました。中止になったのは、授業参観、体育祭、屋島集団宿泊学習、職場体験など。一方、部活動の総合体育大会・コンクールは中止となりましたが、代替の交流大会等が行われ、また修学旅行は宿泊を伴わない形での実施を予定しています。教育委員会や各学校の教職員の皆さんには、児童・生徒達のためになんとか実施できる方法を検討して頂いたことに、心から感謝を申し上げます。

しかし、そうはいつでも小学校6年生や中学校3年生をはじめとする卒業生、また新

しく入学してきた新1年生、その他、在校生にとっても、今年度は思い出となる行事がかなり少なくなることが想定されます。そこでこのコロナ禍において、コロナと共存することを前提とした上で、思い出作りとなる活動や行事はできないでしょうか。

例えば、

- ①e スポーツ大会
- ②オンライン旅行
- ③ICTを使った遠隔地とのコミュニケーション交流
- ④子ども達のアイデアで行事を企画 など。

①e スポーツとは、「エレクトロニック・スポーツ」の略称で、コンピューターゲーム、ビデオゲーム、モバイルゲームなどを集まって競技する「スポーツ」のことです。「スポーツ」の定義は、「体を動かすこと」「体を鍛えること」と思われていますが、語源では「気分転換、気持ちを晴らす」「元気を回復する」といった意味があり、「遊び」の要素が含まれています。今後、「e スポーツ」はオリンピック競技の採用も検討されています。ただゲームをするだけではなく、コロナ禍でもできる、こういった大会を学校で実施してみるのも先進的な取り組みではないでしょうか。

②オンライン旅行。新型コロナの感染拡大の影響で渡航制限が続く中、国内・海外旅行気分を味わえるサービスが話題となっています。旅行会社の企画によるものも多く、テレビ会議システムで現地の旅行ガイドが観光地を案内してくれるというものです。例えば、寒くない場所でオーロラ鑑賞ができたり、野生動物の生態観測や歴史的建造物の案内などをしてもらえるそうです。遠方への修学旅行が困難であることから、例年にはない形での「オンライン旅行」は生徒達の思い出の1ページに残るのではないのでしょうか。

③ICTを使った遠隔地とのコミュニケーション交流。コロナによる長期の休校をきっかけに、GIGAスクール構想を進めるため、各学校への生徒1人1台のタブレット配備を進めています。ICT教育を実施できる環境作りが進んでいく中で、本町とゆかりの深い、姉妹都市の北海道秩父別町や、斎田ゆかりの地提携をしている愛知県岡崎市の小中学校の生徒達とオンラインでのコミュニケーション交流を行ってはいかがでしょうか。授業を一緒に受けたり、お互いにそれぞれの町の発表をするなど、ICTを活用した活動を実施してはいかがでしょうか。

④子ども達のアイデアで行事を企画すること。これは、どんなことをやりたいのか、どんなことならできるのかを生徒から案を募集して企画・実行することにより、自分達で創作した思い出として心に残るのではないのでしょうか。

いずれにしても、コロナ禍での行事の中止は、今年だけの問題ではなく、ワクチンの開発がされるまでは来年度以降も継続した課題となり、引き続き、考えていかなければいけません。今までの固定概念にとらわれず、コロナをきっかけにこの機会に新たな発想で生徒たちの思い出作りとなる活動や行事を実施できないでしょうか。

本件について、執行部の考えをお尋ねします。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい。

○教育長（松井）松内議員の1点目のご質問の「コロナ禍における小中学校の思い出作りを」についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、綾川町内の小中学校においては長期の臨時休校を余儀なくされ、学校再開後は、学習時間の確保と感染予防に万全を期すために学校行事を中止・縮小いたしました。このような厳しい状況の中、各小中学校では「新しい生活様式」を実践しながら、思い出作りとなる活動や行事に取り組んでいるところがあります。

児童生徒が最も楽しみにしていた修学旅行は、泊を伴わない形で実施し、活動内容等について児童生徒の意見を傾聴したり、普段の生活で経験できない活動等を取り入れたりしております。テーブルマナー研修を導入し、フルコースのランチを味わってもらったり、陶芸やブドウ狩り体験等をしたりする取り組みもその一例であります。

今年度は、体育祭や文化祭等が中止となりましたが、中学校では、伝統演技である「全校ソーラン」を継承するための「ソーラン継承の集い」を生徒自ら企画・立案したり、各学級で練習したパフォーマンスをステージ上で発表し、仲間と共に音楽を創り上げる喜びと感動を共有できる場や機会を設定したりしております。

また、運動会の代替行事として、体育の授業で学習したことを学年ごとに表現運動として発表させる体育学習発表会を実施する小学校もあります。その際、開会式・閉会式の内容については6年生からアイデアを募り、企画・運営を任せることで思い出作りに繋げようとしております。

一方、小学校の校外学習では、学校での授業と日常生活の関連をこれまで以上に意識し、各学年の学習内容と関連した施設で体験・見学活動を行い、深い学びに繋げながら教師と児童、児童相互の人間関係を深めようとしております。

このように、各小中学校では、学校行事等の実施にあたって、開催する時期、場所、開催方法等について十分配慮すると共に、児童生徒の意見や要望等を尊重した思い出に残る行事の実施に取り組んでいるところでもあります。

町教育委員会としては、このような学校の取り組みを物心両面から支えたいと考えています。なお、議員からは先進的な取り組みの実例をご提示頂きました。各学校におけるICT環境の更なる整備と教職員研修の充実を図りながら、今後の取り組みの参考例にして参りたいと存じます。

以上、「コロナ禍における小中学校の思い出作りを」の答弁といたします。以上です。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○2番（松内）はい、議長。

○議長（河野）松内君。

○2番（松内）はい。再質問を1点だけさせていただきます。

私が今回提案させて頂いた中でも、比較的やりやすいのが、3番のICTを使った遠



隔地とのコミュニケーション交流かなというふうに思っております。こちらでは、今回タブレットが1人1台配備されることになりましたら、遠方である北海道の秩父別町や岡崎市の小中学校の生徒達とコミュニケーションができるのではないかと考えております。これらは端末の整備が条件にはなりますが、それらからまずはやってみる、難しいことからではなく簡単なことからでもコミュニケーションの交流を図ってみてはどうかと思いますが、この件については、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（河野） 宮前学校教育課長。

○学校教育課長（宮前） はい、議長。

○議長（河野） 宮前君。

○学校教育課長（宮前） 失礼いたします。松内議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

「コロナ禍における小中学校の児童生徒の思い出作り」ということで、今回議員の方からご提示のありました「取り組みやすい事から」ということでICT機器を活用して、遠隔地とのコミュニケーション、これにつきましては、議員おっしゃるとおり、現在GIGAスクール構想における端末の整備を進めておるところでございます。この整備を踏まえまして、内容につきましても、各学校の先生方、また、児童生徒を含めまして、いわゆる遠隔地とのコミュニケーションを取り入れた内容の取り組みにつきましても、町教委としても指導をして参りたいというふうに思いますので、ご理解の方、よろしくお願いいたします。以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○2番（松内） はい。ありません。

○議長（河野） 松内君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○2番（松内） 2. 「インフルエンザとコロナの同時流行を回避するために」

例年、12月頃からインフルエンザの流行シーズンを迎えます。昨年度は、新型コロナウイルスの感染拡大が始まった時期は、インフルエンザの流行の終わり頃だったため、実質的にこの冬が初めての「新型コロナウイルスの感染拡大中でのインフルエンザシーズン」に入ります。どういったことが想定されるのでしょうか。また、私達がすべきことは何でしょうか。新型コロナウイルスについては、夏の収束も感じられず、現在、季節による流行の大小は確認されていません。しかしながら、「暑くて湿度が高い環境」よりも「寒くて湿度が低い環境」の方が伝播しやすいという報告もあり、夏よりも冬に流行しやすい可能性は高いと考えられます。よって、この冬は、インフルエンザと新型コロナウイルスが同時に流行する可能性が大いにあります。

新型コロナウイルスとインフルエンザにおける、共通点と違い。「共通点」。どちらも呼吸器感染症であり、症状がよく似ています。発熱、頭痛、筋肉痛、咳といった症状はどちらも見られます。症状だけで、この2つの感染症を区別することは難しいです。感染経路はどちらも飛沫が主です。重症化しやすい人も、高齢者や基礎疾患のある方というところ

ろは共通しています。

「違い」潜伏期間はインフルエンザが1～4日、新型コロナが2～14日であり、症状の持続期間もインフルエンザは1週間程度で改善しますが、新型コロナでは2～3週間続くことがあります。また、新型コロナでは発症前にも、その他の人に感染させてしまうことがあり、これは発症後に感染性のピークがあるインフルエンザとの大きな違いです。

例年ではインフルエンザを疑った場合は、症状や周囲の流行状況から「インフルエンザ」と診断することもあったと聞いていますが、今シーズンは新型コロナとの区別のためにインフルエンザの抗原検査の実施も増えると想定されます。通常、インフルエンザの抗原検査は、鼻咽頭拭い液を採取して行いますが、新型コロナの可能性が少しでもある場合、医療従事者は、防護服の着用など十分な感染対策を行った上で検査を行う必要があるため、医療現場の負担が増大することが懸念されます。

例年、インフルエンザ流行前に、インフルエンザワクチンの接種を推奨しています。インフルエンザワクチンが、新型コロナに良い影響があるかもしれないという研究も出てきています。JAMA(米国医師会誌)の記事によれば「65歳以上の高齢者では、インフルエンザワクチン接種をしていた方が、新型コロナによる死亡も減る」という研究が投稿されています。また、現在、冬を迎えている南半球(ブラジル)からは、インフルエンザワクチンの予防接種を受けていた人は、そうでない人よりもインフルエンザだけでなく、新型コロナ感染症による重症化リスク・死亡リスクが減った(死亡率が17%減少)という研究もあります。原因はまだ明らかではありませんが、「BCGワクチンが新型コロナに有効かもしれない」という話と同様に、インフルエンザワクチンが免疫そのものを強化する作用があるのかもしれない。そういったことも期待できる可能性があること、もちろんインフルエンザワクチンを接種することで、インフルエンザの流行を抑え、医療現場の負担軽減に繋がることを期待されますので、そういう意味でもインフルエンザワクチンの接種を推奨すべきです。

そこで、今回の議案内に「インフルエンザ予防接種への助成」がありますが、年齢を問わず、町内の全住民の予防接種費用を無料にできないでしょうか。インフルエンザと新型コロナの同時流行を回避し、また、医療現場の負担を減らし、本町の住民から1人の重症患者も出さない、という取り組みを推進していくべきだと思います。

本件について、執行部の考えをお尋ねします。

○議長(河野) 前田町長。

○町長(前田) はい、議長。

○議長(河野) 町長。

○町長(前田) 「インフルエンザとコロナの同時流行を回避するために」についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行が継続している状況で、季節性インフルエンザ流行の時期を迎えるため、同時流行回避の対策として、本町では、インフルエンザ予防接

種費用の助成を拡大して参ります。具体的には、65歳以上と免疫機能低下で身障1級程度の障害を有する方々の定期接種と生後6カ月から高校3年生までの任意接種の自己負担を今年度は無料とするところであります。また、高校卒業年齢から64歳までの方の任意接種に2,500円の助成を行います。なお、香川県においても助成制度を計画しており、60～64歳の方は、町助成2,500円に加え、県助成の2,000円の合計4,500円を限度に助成を行います。

今回、接種費用助成を拡大することで、インフルエンザの予防接種を受ける方が増加し、新型コロナとの同時流行を防ぎ、町民の健康保持と医療提供体制のひっ迫を回避することを目的として、助成制度を拡充して参りますが、ワクチンの供給量に限度があることから、ワクチンの不足が心配されるところでもあります。

町といたしましては、感染リスクの高い方への助成を手厚くし、メリハリのある助成制度としたものであります。今後も国・県との情報連携に努め、住民が安心して予防接種を受けられるよう、広報・周知を行って参りたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○2番（松内）はい。ありません。

○議長（河野）松内君の2問目の質問が終わり、3問目の質問を許します。

○2番（松内）3。「猪ノ鼻道路の開通に伴い、綾川町のPRを」。

国土交通省 四国地方整備局の発表によれば、徳島県三好市池田町と香川県三豊市財田町を結ぶ「国道32号猪ノ鼻道路(8.4km)」が2020年12月末までに開通する予定です。国道32号は、「猪ノ鼻トンネル」をはじめとするトンネルは多いものの、急勾配、急カーブの続く峠道で、異常気象時の事前通行規制区間に指定され、冬季の凍結・積雪による交通規制が発生していました。この工事では、「新猪ノ鼻トンネル」を開通することにより、直線的かつ現在よりゆるい勾配で、安全性、走行性の高い道路を確保することを目的に整備しています。また、全体の約80%を4つのトンネル区間が占めることにより、冬季の積雪や凍結による通行障害の解消が期待されます。開通後の通行時間は、現在より10分ほど短縮されるそうです。猪ノ鼻道路の開通により、これまで以上に徳島県西部から香川県へ、通勤や買い物、観光等を目的とした交通量の増加が見込まれます。これは、町内を国道32号線が通る綾川町も例外ではありません。

そこで現在、本町では「道の駅滝宮」のリニューアル工事を進めておりますが、「道の駅滝宮」のオープンに合わせて、綾川町の魅力発信のPRを行っては、いかがでしょうか。

「観光」歴史と自然豊かな観光資源を生かしたPRを。

「仕事」魅力ある地域企業で働くPRを。

「移住」若者定住を促進する補助金（新築100万円・家賃補助）等のPRを。

まんのう町が設置しているようなPR看板を、「綾川町で家を建てたら100万円」と大々的に告知すれば、大いに効果が見込めると考えます。

上記のような目で見えて視覚的な看板設置等を行い、住んでみて「住みやすい町」から、移住して「住みたい町」のPRを発信していくことによって、近隣市町からの流入による人口増加に繋がられます。綾川町には、魅力がいっぱいです。その魅力をこの道路開通の機会、道の駅オープンの機会をチャンスと捉え、しっかりと外に発信していったらいいでしょうか。

本件について、執行部の考えをお尋ねします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 「猪ノ鼻道路の開通に伴い、綾川町のPRを」について、お答えをいたします。

先日、四国地方整備局は、新猪ノ鼻トンネルを含む「国道32号猪ノ鼻道路」を年内に開通すると発表いたしました。この道路は、冬季の積雪や凍結など気象条件に影響されにくい幹線道路として開通効果が期待されているところでもあります。それに伴い、綾川町においての国道32号沿線にある「道の駅滝宮」や「イオンモール綾川」などへの集客効果も見込まれるところでもあります。PR看板も情報発信の一つではありますが、今後、集客の増加が見込まれる施設の関係者の協力を仰ぎながら、当該施設内において、テレビモニター放送やパンフレット・リーフレットを利用して、町外からの来場者への綾川町の魅力等の情報発信を行う共に、関係人口の創出や移住・定住に繋がるようなイベントの開催を検討して参りたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○2番（松内） はい。ありません。

○議長（河野） 以上で、松内君の一般質問を終わります。

○議長（河野） 4番、植田誠司君。

○4番（植田） はい。4番、植田です。

○議長（河野） 植田君。

○4番（植田） それでは、一般質問をさせていただきます。「旧粉所幼稚園の今後の運営について」。

令和2年4月より、旧粉所幼稚園は、山田こども園粉所分園として位置付けられ、現在休園という形で存続しています。今後の跡地利用についてお尋ねします。

一部団体から跡地を利用したい旨、相談がありました。しかしながら、現在休園ということで、目的外の使用が制限されているということです。もし、跡地利用で地元が活性化するような事案が出てきた場合、廃園という形にしないと、跡地の有効利用はできないのでしょうか。廃園という言葉は地元にとって、大変さびしい響きであります。具体的にどのような形で運営していくのが最善か、お伺いします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 植田議員の「旧粉所幼稚園の今後の運営について」お答えをいたします。

旧粉所幼稚園は、令和2年度から、山田こども園粉所分園となりましたが、本年度は入園申し込みがなく休園となりました。次年度についても、本年度同様、入園募集を行いたいと考えておりますが、集団保育の充実を図る目的からも一定の人員が集まらない場合は、引き続き、休園することとなります。認定こども園は、教育及び保育と合わせて子育て相談等の「子育て支援事業」を行うこととされています。児童福祉法や子ども・子育て支援法に基づく、一時預かり等の事業も県への届け出により実施が可能となっております。

旧粉所幼稚園の跡地利用については、現在の施設としては、子育てに関すること以外に使用する場合には、認定こども園の廃園手続きが必要となります。

町といたしましては、次年度の入園の申し込みの状況等を見ながら、施設の方向性を定めて参りたいと考えております。この旧粉所幼稚園は、旧綾上町時代から将来の地域の施設として、有効活用も考えて建設したもので、施設を廃園することとなれば、地元の方々のご意見を伺うなど議会とともに施設の利用について方策を検討して参りたいと、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○4番（植田） 議長。

○議長（河野） 植田君。

○4番（植田） はい。すいません。再質問ではございません。今、言って頂いたこと、これから良いタイミングでそういった案件が出た場合には、地元説明を含め、スムーズな形で進行して頂ければと思います。要望いたします。ありがとうございました。

○議長（河野） 以上で、植田君の一般質問を終わります。

○議長（河野） 5番、西村宣之君。

○5番（西村） はい、議長。5番、西村。

○議長（河野） 西村君。

○5番（西村） 「ウィズコロナの時代における職員研修は」ということで、お願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大警戒期が香川県下では、9月11日にまで延長されている状況下であり、町職員は、地域住民への対応において、新型コロナウイルス感染防止対策をとりながらの対応が必要となり、大変努力しております。新型コロナウイルス感染拡大防止のために、努力されている全ての人々に対し、感謝と御礼を申し上げます。

その中で本町職員は、職員研修規定により、縮小されているとは言いながら、各種研修等が行われております。そこには、職員の資質の向上とその勤務能率の発揮及び増進

を図り、行政の民主的かつ能率的な運営に寄与することを目的とする。また、職員が現在就いている職及び将来に就くことが予想される職員の職務の責任の遂行に密接な関係のある知識、技能、態度等を内容とする合理的な基準に基づき、すべての職員にその機会が与えられるよう計画し、実施するものとなっています。まさに、職員の基礎となり多岐にわたるものであります。

こうした視察・研修を経て培った素養と広い視野を持って地域住民に接することは、本町において、町民に、より良いサービスを提供できる行政執行の基本となっております。行政の役目として、町民は、現状に満足し、将来に夢と希望が持てる生活ができるような手助けをすることで、本町の掲げる「いいひと いいまち いい笑顔・住まいるあやがわ」が達成できるのではないのでしょうか。

そのような状況下において、本年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、持続化給付金等の多方面にわたる要請と助成が行われています。また、本町でも、各方面へ要請と経済的な補正予算も組まれており、職員には、従来の職務に加え、多忙となっております。

しかし、町民への強力な施策も、職員の対応で評価にムラがあつてはいけません。これらの研修が本当に地域住民へのより良いサービスの提供と職員の資質向上に寄与していることを期待したいものであります。

多様性を求められる現代の社会生活に加え、新型コロナウイルス感染拡大により、地域住民においても新しい生活様式が求められている複雑な社会生活において、町職員の対応は、より複雑化し、難しくなっています。地域住民への手助けとなる行政執行をするためにも、従来の管制研修と言われるような研修だけではなく、もっと自由で柔軟な人材を育て、地域住民へのサービス提供ができるような職員の視察・研修が求められなければと考えますが、本町の見解を問います。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 西村議員の質問にお答えをいたします。

職員研修につきましては、これまでも、職責に応じた研修や専門知識を向上させる研修といった各種研修会の積極的な参加を推進して参りました。研修への参加は、職員一人ひとりの自主性に任せておりますが、現在そして将来、職務の責任の遂行に必要な知識・技能・態度等が習得できるように、階層別・能力開発研修に区分し、計画的に職員に参加させるようにしております。

一般行政職研修には、毎年延30名程度の職員が参加しておりますが、講師を民間の方に依頼することもあり、民間視点のサービスについて学んだり、グループワークを行ったり、講師から受講者への一方通行ではない研修を実施をしております。

今年度当初においては、新型コロナウイルスの影響により、従来参加していた各種研修が中止・延期となっている中、町独自で、香川県市町職員研修センターから講師を派

遣してもらい、初任者研修を実施いたしました。地域住民へのより良いサービスの提供を行うため、接遇マナーを含めた内容の研修を実施しております。また、視察研修については、各課において、業務内容の必要に応じて実施をしております。

また、昨年度におきましては、台風19号の被害にあった福島県本宮市に職員を派遣し、災害現地での実務経験をさせております。派遣先にて災害支援等業務に従事し、町に戻ってから、その業務を他の職員に発表し情報共有しました。知識の共有により、災害等の発生時の対応へ応用できるものと考えております。

また、人事評価におきましては、目標を設定し、その目標に向かって業務を遂行することやコミュニケーションなどの能力評価の自己分析と管理職による助言、面談をとおした管理職と部下、課員とのコミュニケーションを図ることで、人材育成に努めておるところであります。

このような研修や業務、人事評価を通じて、自由で柔軟な職員の育成、地域住民へのサービスの提供ができる職員の育成に努めて参ります。また、ウィズコロナの時代に対応した職員研修への参加しやすい環境の整備、研修機会の拡大により、職員の積極的な参加が得られるよう、今後も推進して参りたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○5番（西村）はい、議長。

○議長（河野）西村君。

○5番（西村）再質問ということではないんですけども、ウィズコロナの時代において、我々議会というか議員も含め、町民に対して、町職員と共に行政の執行にご協力できるように努力したいと思いますので、ご協力よろしくお願ひいたします。終わります。

○議長（河野）以上で、西村君の一般質問を終わります。

○議長（河野）3番、十河茂広君。

○3番（十河）はい、議長。

○議長（河野）十河君。

○3番（十河）3番、十河です。

○3番（十河）では、議長に発言の許可を頂きましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。公明党の十河です。よろしくお願ひをいたします。

新型コロナウイルス第2波と言われる昨今、まだまだ収束には先が見えない状況の中での定例議会の開催となりましたが、町民の皆様の小さな声ではありますが、町政に届けさせていただきます。

コロナ禍の中「新しい生活様式」が定められ、今までのあたり前があたり前でなくなってきました。様々な制限の中で不便を感じながら、日々の生活、経済活動を皆さん一生懸命に頑張っておられます。「新しい生活様式」を前提とした生活が今後新型コロナウイルスが収束するまで、自治会活動、公民館活動、奉仕活動等、人数制限をかけながら活

動を再開している現状だと思います。そのような状況の中、今後の不安、ストレスを抱えているのは高齢者の方ではないでしょうか。我が町も65歳以上の高齢化率が35.4%、7月の現在の数字であります。今後、ますます高齢化率も上がっていくことが予想されています。

このような高齢化社会だからこそ、行政が関わっていく終活支援サポートが必要ではないかと考えます。一人暮らしの高齢者宅に、また、高齢のご夫婦宅に訪問対話をさせて頂いた折、切実な将来が不安であるとのお話を伺いました。子どもは現在、県外に移住して、おそらく帰ってこないだろうとの事。近くに頼れる親類もいない。今後、介護を必要とする事態になるかもしれない。そのような事態になった時、誰に今まで生きてきた、自身の歴史産物を託せばいいのかとの訴えもありました。そのようなお話を聞く中、人生の最終章に備える事も大事だと感じました。

自治体の役割とは、住民の福祉、安心安全の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするに掲げています。そこで、今の不安な時代だからこそ行政が核となって、高齢者にもう一步踏み込んだ施策として、終活支援セミナーを行い、あわせて個人の課題、今後の目標を明確化するためのエンディングノートを作成してはいかがでしょうか。ご家族と同居していれば相談しながら記していく。なかには相談できない、する人もいない方もいらっしゃるでしょう。そのような時は、社会福祉協議会、地域包括支援センター、地区民生委員の方々がアドバイスをしながら寄り添ってあげてはいかがでしょうか。当然、内容を決めるのは本人です。元気なうちに記す事で自分のこと、周りのことを客観的に捉えることができるのではないのでしょうか。

例えば、葬儀の規模、お墓、財産相続など自分の意思を伝え残すこともできます。もしもの時の手間やトラブルを避ける事もできると思います。何より終活は、人生の最終章をより良くするため、家族や周りの方が困らないように、また、自身の人生の振り返りや生き方を見直すきっかけとしてなど、個人の尊厳に光を当てた取り組みです。超高齢化社会の進展、地域包括ケアシステムを構築していく上においても、終活の取り組みは、今後ますます重要なものと考えます。お伺いします。

老人クラブ、公民館活動、自治公民館活動等の折、終活セミナーの講演を開催したらいかがでしょうか。あわせて、自治体独自で作成したエンディングノートを無料配布している自治体も増えてきています。我が町も導入してはいかがでしょうか。

よろしく願いをいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） ご質問の「終活支援サポートについて」お答えをいたします。

終活につきましては「人生の終わりまで、どう過ごしていきたいか。人生の最終段階の医療やケアについて、元気な時から考えていきましょう」という取り組みが平成29



年より厚生労働省で、進められております。この取り組みは、「人生会議」という名称（ACP：アドバンスケアプランニング）という名称で、広く啓発をされています。綾川町におきましても、3年前より綾歌地区医師会の先生方とこの人生会議の取り組みを進めております。専門職を対象にした研修会や地域の住民を対象に「よっしゃ！町医者セミナー」という名称で、各公民館で講座を開催しております。令和元年度の参加者は、老人クラブや婦人会、民生委員の方々や一般の方も含め、327名の参加がありました。

また、エンディングノートについては、平成26年から、いきいきセミナーやいきいきサロンなどの健康教室で在宅介護や終活について啓発しており、その際も配布し、活用しております。これが、エンディングノートです。医師会連携支援センターの方にあります。参加者の方も非常に興味をもって下さっております。今後もですね、引き続き、様々な機会を捉えて取り組んで参りたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○3番（十河）議長。

○議長（河野）十河君。

○3番（十河）はい。失礼をいたします。担当課長にお伺いをいたします。

質問の中でも述べさせて頂きましたが、現在、社協でやっている、いきいきでやっている、様々な終活支援でございますが、なかなか皆さん、存じあげない方もいらっしゃるのも現実であるかと思えます。そういう活動・施策を知らない方、含めてですね、改めての部分もありますけども、何か窓口の方に、そういうご相談があるのかないのか、お伺いしたいと思います。

また、民間の葬儀社の方でも、終活セミナー等々やっている所も当然ございますが、どうしても最終的に、そこはビジネスが絡んでくるところもございますので、なかなか難しい話もあるかと思えます。というところで、そういう方の、そういうご相談が窓口の方にあるのかないのか、お伺いをいたします。

○議長（河野）高嶋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高嶋）議長。

○議長（河野）高嶋君。

○健康福祉課長（高嶋）十河議員の再質問にお答えをいたします。

エンディングノートと終活の支援について、窓口相談等の状況についてのお尋ねかと思えます。窓口において、それぞれのご相談がございます。やはり、終活だけでなく、色々な場面の相談がございます。その中で終活について、当然、ご相談があれば、こういう内容、今、町長からお示ししましたエンディングノート等こういうものがありますよ。また、地域においては、ほっと歓事業の傾聴でありますとか、そういう地域の中に入っていく事業も取り組んでおります。そういう方々にもこのエンディングノートがあります、というのは、先ほど答弁でも申し上げましたように、色々知って頂くとい

うことで取り組んでおります。窓口においても様々な相談の中で、エンディングについてのご相談、医療現場でも当然ございます。そういう色んなところでの相談に適切に対応、またご相談に乗っていく、いうふうな体制で今後とも進めて参りたいと思いますので、ご理解のほど、また、啓発等も進めて参りますので、ご理解ご協力を合わせてお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○3番（十河） はい

○議長（河野） 十河君。

○3番（十河） 失礼をいたします。

2025年問題の対策、また、8050問題等々の課題も今後、私達に降りかかってくる内容だというふうに思います。エンディングノートを含めて配布をして、皆さん記入をしているかどうかというのは、ちょっとそこまでの確認が、とは思いますが、しっかり確認、また、一緒に作っていく中ですね、今後、大きな我が町にも問題となってくるであろう空き家対策であるとか、農地、離農含めたですね、そういう問題を解消するためにもしっかりと取り組んでいく内容だというふうには感じております。

で、ご家族の方、また、親類の方とそれを共有して、まあ法的効力というのは全くなものだというふうには思っておりますけれども、そういう事を共有して、ウチのお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん等がこういう考えを持って、今、生きてるんだ、しっかりまた、今後の人生を全うしているんだということをまたご家族皆で共有していけることになれば、いいかなというふうに思っております。

若い人達が、これからの先の長い人生、長い未来に対して、また描く人生設計とはまた違う、今まで生きてきた自分の人生の作品を手直しもしていく、という意味合いも含めてですね、大事なこのエンディングノート、終活支援の取り組みになるのかなというふうに思いますけれども、今一度、力を入れて頂きたい、このコロナ禍にあって不安に思っておられる方、今後の自分の事を不安に思っておられる方がたくさんいらっしゃるということも含めて、再度、町長にご見解をお願いいたします。

○議長（河野） 前田町長

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 今、十河議員からお話がありました。

2025年問題、8050問題。今後でもありますね、これらに対応して我々いかなきゃならないということがございます。このエンディングノートというのは、まだ私も今回初めて質問を頂いて、内容をこれ、どんなもんだというふうに見せて頂きました。なかなかこれを家族で共有していくっていうのは、なかなか、どんなんでしょうね、今まだまだ皆さんが知ったとこで、なかなか難しいかなと思いますけれども、これが共有できてさえおれば、色々後の色んなトラブルとか色んな問題も、とも思いますけど、これもですね、今、高嶋課長からも言いましたように、色んな場所場所での広報を十分、今後して

いかなきゃならんと思います。一気にはいきませんが、こういうものがあるという周知をですね、進めては参りたいと思っておりますので、今後とも広報活動に努めて参ります。よろしくお願いたします。以上です。

○議長（河野）以上で、十河君の一般質問を終わります。

○3番（十河）ありがとうございました。

○議長（河野）1番、三好東曜君。

○1番（三好東）はい、議長、1番、三好東曜。

○議長（河野）三好君。なお、三好君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○1番（三好東）質問の前に一言、お礼と、そして、お詫びを申し上げたいと思います。

先日ですね、私が経営する「めぐるゼロウェイスト カフェ」の方で火災が起きました。深夜2時半にもかかわらず、たくさんの消防団の方、そして、高松市消防局西消防署の方々、総勢100名を超えだと思います。100名から150名、たくさんの方に助けて頂きまして、無事、消火をすることができました。地域の方の本当に消防の有難み、そして、その迅速な、深夜にもかかわらず、私が駆け付けた時にはもう既にたくさんの方がいらっしゃり消火活動にあたっていまして、危険な活動、危険な作業をやって頂くこと、本当に感謝申し上げます。改めて、綾川町の防災に対する体制、前町長の藤井町長の時代からすごく力を入れていたというふうにお聞きしていますけれども、こういう体制下にあるということは、幸せな事なんだなあというふうに改めて感じました。ありがとうございました。今後、こういう事にならないように一層気を付けて、またカフェの再建に努めて参りますので、皆様どうぞよろしくお願いたします。

それでは、質問に移らせて頂きます。私からの質問は、「道の駅滝宮の周辺整備について」を質問させて頂きます。

2020年冬季に完成予定の「道の駅滝宮」ですが、道の駅周辺の整備について町の考えを問います。国の重点道の駅に指定された道の駅滝宮に今後、相当数の人手が予想されます。駐車場も拡充され、県内外から多くの来客があるでしょう。来客は道の駅のみならず、隣接する滝宮公園、滝宮神社、滝宮天満宮まで足を伸ばし、風光明媚な滝宮を散策するであろう事は本町も想定済みでしょうが、周辺の整備計画はどう考えているのでしょうか。

1. 滝宮公園の水質浄化についての対策は、どう考えていらっしゃいますか。
2. 滝宮神社までの遊歩道の剪定や間伐は。
3. 府中湖サイクリングロードの修繕は。
4. 滝宮商店街の開発計画は。
5. 滝宮公園の再整備については。
6. コロナ後にインバウンド客増加が見込まれるが、標識やサインなどはユニバーサルデザインや多言語対応を意識しているか。また、VR（バーチャルリアリティ）やQRコードでバーチャル空間での拡張を意識しているか。
7. うどん会館の名前は続けるのか。続けるのであれば、うどん発祥の地、綾川に

ふさわしい内容をどうやって確立するのか。

以上、町長に聞きたいと思います。ご答弁、よろしく願いいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 「道の駅滝宮の周辺整備について」お答えをいたします。

1点目の「滝宮公園の水質浄化の対策」であります。公園の上流側、綾川では、綾川町がですね、環境保全調査として定期的に水質検査を行っております。その水質については、基準値をおおむね満たしているものであります。滝宮公園は、下流にある府中湖の区域内にあり、香川県広域水道企業団、この管理区域であるため、公園区域に限った水質浄化については、現時点では町が実施することは考えておりません。

2点目の「滝宮神社までの遊歩道の剪定や間伐」であります。遊歩道周辺の植栽については、多くが滝宮神社の所有となっており、管理については、平成28年に設立された地元有志の会である「滝宮神社周辺の環境を守る会」において、現在、実施されております。また、通路の街灯については、平成30年度に改修工事を行ったことから、通行の利便性は向上しているものと考えております。

3点目の「府中湖サイクリングロードの修繕」であります。一部、修繕が必要な箇所については、既に香川県において、測量・設計業務を終え、予算の確保ができ次第、発注予定であると聞いております。

4点目の「滝宮商店街の開発計画」であります。地元からの要望も今のところ、出ておりません。今のところ、町として具体的な計画等は持っておりません。

5点目の「滝宮公園の再整備について」であります。老木の更新や樹木の剪定など、毎年、維持修繕工事により、公園の環境整備に努めております。日常管理は地元有志の会である「川の坂有志の会」に委託をしております。公園敷地につきましては、香川県広域水道企業団の管理区域であり、河川の増水時に冠水の恐れがあることから、現在のところ再整備の計画はありませんが、今後の研究課題とさせて頂きたいと考えております。

6点目ですが、「標識やサイン」については、現在、リニューアル工事を行っております。うどん会館の新たなトイレの案内表示につきましては、ピクトグラム（絵文字）と日本語の他に英語、韓国語、中国語の表記を行い、インバウンド対応を行っております。また、周辺の観光案内の看板等につきましては、現在、多言語対応やQRコード対応はできておりませんが、今後、看板などを取り付ける、付け替える際には、対応して参りたいと考えております。

なお、令和元年度と令和2年度において、観光庁の「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」に取り組み、「主基斎田お田植まつり」「滝宮念仏踊り」「讃岐うどん発祥の地」について、英語版の解説文の作成を行っております。これらのコンテンツについては、リニューアル後には、うどん会館のモニター等でも表示し、インバウンド客へも綾

川町の魅力を発信したいと考えております。

7点目の「うどん会館の名称」であります。平成10年の施設オープン以降使用してきた名称ですので、今後も地域振興施設の正式名称として使用して参ります。今後は、讃岐うどんの関連商品の充実を図り、また、うどんにまつわる展示物も設置し、「讃岐うどん発祥の町」にふさわしい施設として参ります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○1番（三好東）再質問をさせていただきます。

1点目の「滝宮公園の水質浄化についての対策」これは県の広域水道企業団の領域ということで、是非この部分は県に強く、コロナ禍ですので、ある意味チャンスかなと、と申しますのは、府中湖のスポーツだとかそういうのが今、なかなか難しい状況にあると思われまので、事業だとかイベントだとか、そういうものが止まっている段階が水質浄化だとか掃除だとか、そういうもののチャンスだと思いますので、是非、要望して頂きたいなというふうにお問い合わせ申し上げます。

2点目の「滝宮神社までの遊歩道」のことは、地元の有志の会の方からもお話をお聞きしております。ただやはり、有志の会だけの対策っていうのでは限界があるというふうにお聞きをしております。月1回の活動で、やはり古い枝などが上から落ちてくるだとか、観光ということを考えてももう少し、町の方でも考えて、安全の確保だとかネットを張ればいいのかとか、そういう意見も出ていますし、また、夜間だとか夕刻に、健康増進のために歩かれる方もたくさん増えてきていますので、やはり街灯というのをさらに明るくして頂けると安心して、遊歩道を活用して頂けるのかなというふうに思っております。

「府中湖サイクリングロードの修繕」予算の確保ということで、ありがとうございます。いち早く道の駅が完成すると、たくさんの方がまたそちらの方にも移動されると思うので、私が確認しましたところ、やはり道がもう崩落してかなり危険な状態になっています。かなりの長期間。ここは、事故後にならないように努めて頂きたいと思っております。

「滝宮商店街の開発計画」についてですけれども、地元の要望はないので、今のところ具体的なものはない、というふうにおっしゃってましたけれども、今度、周遊バスが整備されますので、当然イオン、綾川駅周辺から滝宮の道の駅までの一連が歩いて観光したりだとか、徒歩での周遊っていうのが可能に、以前より、やりやすくなってくると思っておりますね。ここをまた具体的に考えて頂けたらと思っております。

「滝宮公園の再整備について」は、これも県の広域水道企業団の管轄ということなんですけれども、水質浄化に繋がりますけれども、生物浄化、ビオトープだとか、そういったことっていうのは、水質浄化の一つの手法として確立されていますので、そういったことも、景観も、またなんですかね、景観を保全するっていうこともありますし、や

っぱりアオコが大量に発生して明らかに水の富栄養化、窒素、リン酸というものが多いということが見受けられます。町ができる改善といたしましては、やはり農業だとか畜産業、そういったところから、必ず川に、あと家庭ですね、工業廃水、そういったところ、また見直して頂きまして、富栄養化っていうのを改善して頂くという、そういうことができるかと思しますので提言させて頂きます。

あと、「コロナ後のインバウンド」のことについてですけれども、これは、多言語対応していくということで、ありがとうございます。多言語対応に加えまして、バーチャル・リアリティ空間だとかQRコードなど、ホームページに飛ばすだとか、拡張機能っていうのを強く意識して頂けると、そうですね、こういったことが松内議員の質問でもありましたけれども、オンラインツアーということがあるんですね。修学旅行で、オンラインツアーっていうのをこちらが受けるっていう側の考え方もあるんですけども、オンラインツアー、綾川町がオンラインツアーを行うっていう視点も大切だと思います。綾川町をPRするっていうのを考えるとオンラインツアーをやる点で、このQRコードだとか、説明していく、多言語で説明していくっていうことが、今のインバウンドが止まっている時期にしっかり準備できますと、今後のコロナ明けで、そういう準備をしている自治体っていうところに、観光客が集まってくることが予想されますので、是非対応して頂けたらと思います。

7点目の「綾川町の道の駅うどん会館」、今後も続けられるということですので、私がこの点について提言したいなと思うのは、やはり「うどんバーチャルミュージアム」ということで、やはり展示をするだとか、そういうような場所の制限がありますので、香川県の讃岐うどんの歴史からうどんの店舗の情報だとか、そういうのを多言語で、うどん会館のホームページ並びに現地で観光案内っていう、バーチャル空間を活用すれば、限られた店舗で限りない広がりをもって、「うどん会館」という名前にふさわしいブランディングができると思いますので、提言したいと思います。

これ以上、ちょっと多いですけども、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（河野） 福家経済課長。

○経済課長（福家） はい、議長。

○議長（河野） 福家君。

○経済課長（福家） 三好東曜議員の再質問にお答えをさせて頂きます。

まず、「公園の水質浄化」につきましては、先ほど答弁で申し上げましたとおり、香川県広域水道企業団の管理区域でございます。これにつきましては、企業団の方へお話をし要望の方、していきたいと思っております。

また、「遊歩道の件」につきましては、地元の有志の会の方で管理をして頂いております。また、支援できることにつきましては、町としても支援をしていきたいと思っております。

また、「商店街の開発計画」につきましては、商工会の方へ、問い合わせをしていきたいと考えております。

「公園の再整備」につきましては、維持で、できるところにつきましては、開発時より、環境の整備に努めて参っております。全体的なことにつきましては、また今後の研究課題とさせて頂きたいと考えております。

また、「QRコード」につきましては、現在対応はできておりませんが、今後、看板等を付け替える際には、採用して参りたいと考えております。

また、「うどん会館」につきましては、色々ご提案を頂いております。そのことにつきましては、また、検討をさせて頂ければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○1番（三好東） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○1番（三好東） はい。再々質問をさせていただきます。

先ほどの町長のご答弁で、大野議員に対するご答弁で、コロナ対策を今後やっていくということで、何をすれば有効かっていうのを検討していく、というご答弁があったんですけども、大野議員がアウトドアにフィットネスの場を移したっていう、アウトドアにまあフィットネスだとか、アウトドアにコロナで住民の方々が移動したということ言われてたと思うんですけども、この滝宮神社までの遊歩道の件なんですけれども、やはりコロナ対策としても有効だと思います。

予防医学、今、主に議論されているのは、対症的な療法ですけども、あの予防的な療法でやはり体を動かすだとか、どんどん外に出る、日光を浴びる、仕事をする、そういったことが、結局、病気を治すのは自分の免疫ですので、主が自分自身の体で、客が医療だとかそういった補助的なものだと思います。主の部分を強くしていこうと思うと、やはり「よく食べ、よく寝て、よく運動する」ということで、町の方でも、歩く、ウォーキングだとか、そういったことを進めているとは思いますが、そのウォーキングができる土壌っていうのをやはり整備して頂くということが、本当の意味でのコロナ対策ということに繋がってくるのかなというふうに思います。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 先ほど大野議員のお話で、色んなね、コロナ対策、色んな講じていかないかん。長丁場というお話しましたけど。当然、今再質問でコロナ対策で、そういう、その環境整備も必要でないかということでもあります。これはもう、その滝宮公園に限らずですね、色んな所でやっぱりそういうのが行われていいんですけど、なかなかそう全部に対しては、なかなかそれはできないということでございますので、皆さん、自分に合った健康づくりの方法、場所も選択されて色々やっておると思います。そういうことで、滝宮公園に関してですが、限っては、そういうことで今、有志の会が、守

る会が色々やって頂っきよるのも一つの歩く方が増えてきた効果なのかと思っております。町の予算も入れて色々な取り組みをしておりますので、経済課で予算持って公園整備、色々しておりますので、そのへんも有志の会の意見、守る会の意見を聞いたり、公園を管理して頂いておる「川の坂有志の会」の意見も聞きながらですね、再整備までとはいきませんが、使いやすい公園になったらいいかなと、このように思っております。ウィズコロナということで長丁場、色々な所で色々な事ができればいいかなと思っております。一つよろしく願いいたします。

○議長（河野）三好君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○1番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○1番（三好東）はい、2問目の質問に移らせて頂きます。2問目の質問は、「貨客混載事業の進捗状況について」です。

町営バスのルートを変更し、道の駅を経由させるように計画されていますが、2019年9月議会で私が一般質問した中に、貨客混載事業について質問がありました。それについての進捗状況はどうでしょうか。その時の答弁では、「制度上は可能でありJA及びふれあい産直市運営協議会へ意見を伝える。」との回答を得ています。よろしくお願いたします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）2点目の「貨客混載事業の進捗状況について」お答えをいたします。

貨客混載事業を実施するにあたっては、バス停において、納品物の受け渡しの際に、生産者と運送業者の双方において、確認作業等のやりとりが発生すること、また、道の駅滝宮に到着した際に受け渡しの作業が発生する事などから、今の町営バスのダイヤで対応することは、これは困難であります。

また、路線バスにおいての本来の目的は、もうご存じのとおり、旅客を安全に輸送することであり、特に町営バスにおいては、交通弱者に対する福祉的な側面の強い公共交通となります。そのため、荷物の積載時や積み下ろしの際に、利用者に支障がないように考えることも必要であり、今の運転手1人体制において対応することは、安全上、管理上も難しいと考えております。

また、デマンドタクシーにおいては、区域運行の乗合タクシーとなっておりますので、利用者によって経由地も目的地も変わって参ります。そのため、生産者の方に常に同じ状況でご利用頂くことは難しいと考えております。町営バス、デマンドタクシーともに現段階においては、令和元年9月議会において、答弁させて頂いたとおり、研究課題とさせて頂きたいと思っております。

なお、産直市への出荷方法の改善につきましての検討は、運営主体であるJA及びふれあい産直市運営協議会、これらが今後、考えていくこととなりますので、生産者から



より多くの出荷が頂ける手段として、農産物の集配車の配備について、再度、JAに意見として伝えておきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○1番（三好東）はい、是非、JAに集配車の配備をお伝え頂けたらと思います。

私が調べましたところ、たった1便可能かなというところを、事業者との協議の上、見出しました。粉所の小野停留所からお昼に、お昼休み11時半に小野停留所に停まりまして、12時半まで1時間停まっている便があります。これが今までは取染までだったんですけれども、道の駅までいくということで。えーここで可能なんじゃないかなというふうに考えてますので、また、JAの方等と協議をして頂きまして、この1時間で、昼からの便、昼からの農産物を拡充するということが可能ではないかなというふうに考えております。

やはりあの町営バス、より多くの人のみならず、やはりモノというものを、活用していくということがバスも喜ぶのかなあというふうに思っています。やはり、この貨客混載事業ということで、中山間地の農家の方がやはり道の駅は少し遠いので、2往復、一日というのは、かなり負担になると思うんですね。こういう形を少しでも実験的でもいいですので、進めて頂けると、農家の所得向上、そして、生きがいの創出ですね、そういうことになりまして、健康長寿の綾川町ということを達成する一助となるのかなと思いますので、是非ご検討頂けたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（河野）松本総務課長。

○総務課長（松本）はい、議長。

○議長（河野）松本君。

○総務課長（松本）三好議員の再質問について、お答えをさせて頂けたらと思います。

貨客混載事業につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたように、研究課題とさせて頂けたらと思います。またその折に、当然のことながらですね、町営バス、デマンドタクシーともにですね、毎年、公共交通会議を開きまして、その中でですね、最適な路線でございましたり、時間割でございましたり、それを検討しておる状況でございますので、ご理解を頂けたらと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○1番（三好東）ありません。

○議長（河野）以上で、三好東曜君の一般質問を終わります。

○1番（三好東）ありがとうございました。

○議長（河野）ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時30分

○議長（河野）休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○議長（河野）10番、川崎泰史君。

○10番（川崎）はい、議長。川崎。

○議長（河野）川崎君。

○10番（川崎）それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。「ウィズ&アフターコロナの観光」。

賛否両論のGo toキャンペーンですが、交通系や観光、宿泊、飲食など、事業所によっては、まさに生きるか死ぬかとなっていて、一概に評価できるものではありません。そして、1月以降、9月に至るまで様々な情報があり、これを私なりに分析すると、人口集中地域が主に感染拡大を起こしていて、その周辺地域が、感染の影響を受けているとなっています。

また、いわゆる風評についても、感染拡大地域と思わしき地域への渡航歴があると、大きく影響を受けるようです。そのような状況を鑑み、すでに香川県も打ち出していますが、四国内や香川県内の観光と経済活動の活性化に全力を注ぐべきであると結論しました。これまでの外部からというのではなく、内部での観光財産の再発見をウィズコロナの期間は実施すべきです。

その手法としまして、やはり、若年層を中心に大きな興味を引いている動画を主体とした、地域の再発見が必要です。それも、短時間動画が必須で、長々とした編集やドラマなど不要で、一発勝負の数十秒以内の動画で十分です。そのような短い動画をWEBでの施設紹介や、SNSのリンクなどで、「こと」（「購入したモノによってできる体験や経験を売ること」）として発信して、県内向けに蓄積していきましょう。この蓄積は、アフターコロナになると、さらに大きく効いてきます。ウィズコロナにより、生活様式の変更や多様化がさらに進むと考えられます。また、自然回帰の流れもさらに強まるのではないかと分析しています。

そういった中で、綾川の大自然を収めたコンテンツが出回れば、大きな機会となります。また、撮影に3Dカメラを使うと、写真ならワンショットで、そしてまた、動画ならまた違った感覚の施設内の状況を疑似体験できるので、さらに顧客の心をつかめることができます。3Dカメラの価格は4K動画が撮影可能な機種で、4万円以下で購入できます。

また、以前、てくてくさぬき事業をお手伝いしたときに感じましたが、私達には、あたり前の物も、知らない人から見れば宝の山で、掘り起こせば無限に観光資源が湧いてきます。道端の石ころにも物語があります。それらを保存活用し、広げることが今回の

提案です。

質問は、町の施設であるタツタの森の他、草刈りなど人の手により管理された田舎の風景である長柄ダムや各種公園などの町有観光資源について、上記のような撮影と情報発信を行うか否かです。

最後に、このような施策により、自然豊かな綾川町に来町して頂き、大自然の中でストレスを発散することで、コロナハラスメントによる不幸な事件や経済の停滞が起きないように祈るばかりです。以上です。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） ご質問の「ウィズ&アフターコロナの観光」についてお答えをいたします。

柏原溪谷キャンプ村タツタの森につきましては、近年のキャンプブームも追い風となりまして、徐々に利用者及び収入が増加しております。ホームページのリニューアルやメディアへの掲載によりPRを行い、令和元年度におきましては、ゴールデンウィーク10連休の効果もあり、過去最高の売り上げを記録しました。

一方、今年度におきましては、新型コロナウイルスの影響によるゴールデンウィーク期間から5月末までの休業、また、6月の再開以降は香川県内の方のみを対象に運営を行っている状況です。一刻も早い新型コロナウイルスの終息を願うところです。

議員にご提案頂きました、タツタの森や長柄ダム、周辺の公園などを動画撮影し、タツタの森ホームページなどで公開することにより、本町のPRが可能であると思います。タツタの森を例に挙げますと、コテージ暖炉での焚火の様子やコーヒー焙煎キットの使用動画、また川遊びの様子など、動画の方がより魅力が伝わりやすいと考えます。コロナ終息後の柏原溪谷キャンプ村タツタの森の利用促進のために、検討して参りたいと考えております。幸いにも動画の撮影はスマートフォンでも手軽に行うことが可能ですので、まず手始めに職員が撮影した動画をタツタの森ホームページに掲載することから始め、将来的にはキャンプ村の利用者が撮影した動画を募集し、活用させて頂くことも検討して参りたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○6番（川崎） ありません。

○議長（河野） 以上で、川崎泰史君の一般質問を終わります。

○6番（川崎） ありがとうございます。

○議長（河野） 7番、三好重徳君。

○7番（三好重） はい、議長、7番、三好です。

○議長（河野） 三好君。なお、三好君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○7番（三好重） 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

「自治公民館について」。

①自治公民館の現状について。自治会等の地縁団体は、いわゆる権利能力なき社団に該当するものと位置づけられ、従来、不動産を取得する際、代表者等の個人名義、または役員・構成員等の共有名義による登記しかできませんでした。名義人が死亡した場合等において、相続人が自己の固有相続財産であると主張したり、相続人間で協議が整わず名義変更ができない等、問題が発生していました。そこで平成3年、地方自治法改正により、自治会等の法人格取得を可能とし、市町村の認可を得た地縁団体は団体名義で不動産登記の名義人になることが可能になりました。以下、5点お尋ねします。

(1) 本町内の自治会の数は。

(2) (1)のうち、公民館を有している自治会の数は。

(3) (1)のうち、認可地縁団体の数は。

(4) (2)の公民館を有している自治会のうち、公民館等の敷地の名義人が、(A)自治会名義になっているもの、(B)代表者や役員、または構成員等の共有名義になっているものについて、それぞれ何件なのか。

(5) 公民館等の不動産を有している自治会等に対し、認可の要件や認可のメリット等の周知は十分にできているのか。

②公民館規約の内容指導について。自治会は、文字どおり自治組織であり、各種取り決めは原則、自分達で話し合い、自由にすればよいことである。しかしながら、いくつかの公民館規約を拝見した中で、十分な取り決めができておらず、将来的に争いが生じる可能性があると考えられるものが少なくないと考えられる。

公民館脱退に関する条項、不動産売却に関する条項…。公民館ができて数十年経つところが多いと思うが、子どもが県外へ出て帰ってくる見込みがない等、自治会・公民館を脱退する方は今後増え、公民館規約について、見直しが必要なケースも出てきていると考える。今後、公民館規約の内容について相談に乗り、また時代に合った内容の公民館規約の事例を示したりすることも必要ではないかと考える。町として、そういった体制はできているのか。

以上、ご質問いたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） ご質問の「自治（会）公民館」について、お答えをいたします。

平成3年の地方自治法改正により、「地縁による団体」いわゆる「自治会等」が一定の要件を満たす場合に、市町村長の認可を受け法人格を取得し、不動産登記をすることができる制度が導入されました。本町においても、その目的が公民館・集会所等の敷地の不動産登記であることから多数の認可地縁団体が存在しており、1自治会で地縁団体の認可を受けている場合もあれば、公民館等を管理運営する複数自治会にて1つの地縁団体の認可を受けている場合もあります。

9月1日時点での町内の自治会数は380自治会、そのうち公民館・集会所を有している自治会数については、複数自治会で所有している場合や所有していない場合もありますので、全ての数字は把握しておりませんが、教育委員会で把握している自治公民館・自治集会所連絡協議会に加盟している、施設補助を受けたことのある公民館・自治集会所は153館あり、そのうち認可地縁団体数は89団体であります。さらに、公民館・集会所153館のうち、公民館等の敷地の登記名義人について、認可地縁団体によるものが81館、代表者や構成員等の共有名義になっているものが44館あります。

構成員等の共有名義の場合、相続が発生した場合にトラブルの原因になる可能性があります。公民館・集会所の敷地を認可地縁団体にて不動産登記できることが本制度のメリットであるため、公民館・集会所の不動産を所有している自治会等へは、過去に綾川町自治公民館・自治集会所連絡協議会の会合等を利用して認可地縁団体について説明をしておりました。制度が十分に周知されたということもありまして、ここ数年は全体的な周知はしておりませんが、個別に相談があれば、認可の要件や必要な手続き等について説明をしております。

2点目の「公民館規約の内容指導」につきましては、認可地縁団体の要件の1つとして「規約を定めていること」があり、さらに規約に定める事項として「構成員の資格に関する事項」や「資産に関する事項」などがあります。これは公民館規約ではなく、認可地縁団体の規約ということになりますが、認可申請の相談があった場合は、従来から、規約の例示内容を示すなどの対応をさせて頂いております。

今後も認可地縁団体制度の周知を図ると共に、認可申請や規約の見直し等の相談があれば、支援して参りたいと考えております。

公民館の運営規約等は、地縁団体の規約とは別途にその自治会独自に、自治会が組織された時や公民館が建設された時などに定められているものがあると思われま。時代に合わないものもあるかと思いますが、その自治会の事情によるものもあり、一様に取り扱うことは難しいと思われま。一つの規約、準則的なものを示すことはできても強要はできないものであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○7番（三好重）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好重）まず、①についてです。5番目で周知等について過去に説明をして、それによって意識が高くなって皆さん動き出したと、いうご説明があったと思いきいども、いつ頃ご説明されたかということ、平成何年頃に説明されたかということをお聞きしたいと思います。というのは、ちょっと書き忘れていたんですけども、平成27年4月1日地方自治法が改正されて、一定の要件を満たした場合、相続が発生した時にですね、特例制度が設けられて、簡単に、比較的簡単にその名義人個人の相続手続きを経なくてもできるような体制がありますので、そのあたりを住民の皆様ご存じかど

うかという点で、いつ周知されたのかをお聞きしたいと思います。

あと、2番の公民館規約ですね。あのやっぱり公民館それぞれのお考えとかあろうかと思えますけども、やはり目にするものは、やっぱり40年50年前の書式、雛形がそのまま現在にきているかなという部分が大いに感じられるところなので、やはり時代に合った内容で、こういったものをしているところもあると、いう事例が示せたら住民、自治会にとって、すごく役に立つのではないかと思いますので、そこはまた研究の方をお願いしたいと思います。以上よろしく願いいたします。

○議長（河野） 松本総務課長。

○総務課長（松本） 議長。

○議長（河野） 松本君。

○総務課長（松本） 失礼いたします。三好議員の再質問について答弁させて頂きたいと思えます。

認可地縁団体についての関係の説明をいつ頃やったかという話なんですが、それぞれですね、法令制度が変わった折にはですね、説明するように心がけてきました。いつの段階かというのは手元の方に今資料ございませんが、法令改正の折にはですね、必ず説明を繰り返してきたつもりでございます。また、公民館の運営規約等につきましては、地縁団体の規約とはまた違った切り口になっております。その多くは使用料の規定でございましたり、そういった部分が多く占めておる状況もございます。それ故にですね、こちらの方での雛形の指定がですね、なかなか難しい、というのが現状でございます。そういうのを含めてですね、非常に厳しい内容になっている自治会もあろうかと思えますが、折をみながらですね、啓発ができる、というふうな形を考えておりますので、ご理解頂けたらと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○7番（三好重） ありません。

○議長（河野） 三好君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○7番（三好重） はい。2.「災害時のため、学校体育館に移動式冷風機の導入を」。

今年は非常に暑い夏でした。高松地方气象台によると、滝宮の8月の猛暑日は、8月31日時点で計20日間となり、同月の県内観測史上最多を更新したようです。7月末に梅雨が明けて以来、8月はほとんど雨が降っていません。今年はコロナ禍の中、熱中症対策についても例年以上に注意喚起がなされました。熱中症は半数足らずが屋内で起こり、クーラーなしの場合、重症化するケースが多いようです。

さて、南海トラフ地震を含め、災害はいつどんな形で起こるか分かりません。これだけ暑くなると、いざ避難が必要になった場合、学校体育館等、災害時の避難場所においても、クーラーの備えが必要であります。そこで、学校体育館に移動式冷風機を導入することを提案いたします。移動式冷風機は、既に他市町の学校体育館等においてもよく見られるようになりました。導入費用は、能力にもよりますが、1台当たり10万円余りと聞きました。キャスターが付いており移動できるので、災害時、特定の場所に集

中させることもできます。また、学校体育館は、集会の場、体育の授業や部活動でも使用されるため、有効活用できると考えられます。以下、4点お尋ねいたします。

- (1) 災害時、学校体育館での避難について、猛暑の中、安全性等についてどのように考えているのか。
- (2) 学校体育館の天井にエアコンを設置するお考えはあるのか。また、設置する場合、費用はどのくらいかかるのか。
- (3) 現在、本町は移動式冷風機を何台所有しているのか。
- (4) 各学校体育館に、移動式冷風機を導入するお考えはあるのか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 2点目ではありますが「災害時のため、学校体育館に移動式冷風機の導入を」について、お答えをいたします。

災害時における避難についてであります。避難所の開設について優先順位をつけており、最初に冷暖房が完備されている町内8カ所ある地区公民館と綾上農村環境改善センターより避難者を受け入れることとしております。先ほど安藤議員の質問にもお答えしたように、避難所においては、コロナ対策のための間隔をとりながら、全体で595人が収容可能であると見込んでおります。香川県が想定する南海トラフ最大想定での避難者の見込み数は、避難所が330人、車中泊等の避難所外が330人の合計660人であることから、避難所に来る避難者については収容可能であると見込んでおります。しかしながら、避難所外避難者や近年の豪雨災害や台風被害を踏まえ、収容人数を超える場合については、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者については、優先的に冷暖房がある施設を利用することで対応して参りたいと考えております。

災害時に備え体育館に冷暖房を整備することについては、停電時での稼働を考慮し、非常用発電を整備した場合の概算で1校あたり7,000万円から1億1千万の費用が見込まれることから、「快適な教育環境の整備」と「避難所機能の強化」の両面から検討が必要と考えております。利用頻度や他市町の動向も踏まえ、研究をして参りたいと考えております。

なお、移動式冷風機については、現在、本町では所有しておりません。消費電力の関係上、体育館に複数台の冷風機を導入することは難しいですが、スポット的に利用することで体調不良者の看護等に利用できることから、導入について、これらについては、検討して参りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○7番（三好重） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○7番(三好重) はい。学校体育館等の天井にエアコンを設置する場合、7,000万から1億1千万くらいというふうにお聞きしました。少し前に綾南中学校の体育館改修工事がありましたけども、この改修において、エアコン設置されなかったということは、まあ、しばらくの間、体育館等にエアコンを設置する、天井ですね、エアコンを設置するというお考えはないのかなと、いうふうには思います。

災害という点で質問させて頂いたんですけども、やはり学校体育館、集会の場になったりとか、体育の授業もしくは長時間、部活動で使ったりします。他の中学校でも、もう移動式冷風機、それを別名スポットクーラーというふうに言うんですかね、たぶん町長が言われていたスポット的というのと同じやと思うんですけども、他の中学校でも、もう体育館に2台、3台というふうにあります。常時ですね、そういった小学校中学校の体育館で使うという事を目的として導入してですね、なんか緊急の場合には、場所を変えて使えるというような形で考えて、ちょっと今のところ全然ないという事です。ですので、まとめて、十数台、各小学校体育館、中学校体育館に2台とか3台ずつ、たぶん予算的には200とか300くらいで収まるかなと思いますので、積極的に今後ご検討の方を頂けたらと思います。以上です。

○議長(河野) 宮前学校教育課長。

○学校教育課長(宮前) はい、議長。

○議長(河野) 宮前課長。

○学校教育課長(宮前) はい。三好重徳議員の再質問についてお答えいたします。

当初のご質問では、防災、災害時という事でありましたけれども、いわゆる学校運営におきましても、ということの中でいわゆるスポットクーラー、移動式冷風機の導入という事がございます。町長答弁の中にもございましたけれども、今現在、所有してはおりません。しかしながら、この猛暑という中で熱中症対策で検討していかなければならないのは、十分承知しておるところでございます。

今現在、各中学校におきましては、部活動の対応という事で、大型扇風機、これにつきましては、4台から6台、整備をしておるところではございます。しかしながら、やはり暑さが、かなり猛暑という中で、スポットクーラーの導入も今後の検討課題とはなっていくと思います。

それと、その台数におきましても、運用の仕方、また既存の電気設備の状況も踏まえながら、整備台数についても当然、検討をして参らないといけないというふうには認識しておりますので、各学校とも協議しながら整備台数、また、購入とかリースも踏まえて検討するという事も必要かというふうに考えますので、今後の研究・検討課題とさせて頂ければと思います。答弁とさせていただきます。

○議長(河野) 再々質問はございませんか。

○7番(三好重) ありません。

○議長(河野) 以上で、三好君の一般質問を終わります。

○議長(河野) 以上をもちまして、一般質問を終わります。



○議長（河野）お諮りいたします。これより日程の順序を変更し、日程第17、「決算審査特別委員会の設置について」を先に審議いたしたいと思ひます。

○議長（河野）これに、ご異議ござひませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）よって、日程第17、「決算審査特別委員会の設置について」を先に審議することに決定いたしました。

○議長（河野）「決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。

○議長（河野）議会運営委員長の報告のとおり、議長及び議会選出監査委員を除く14名をもって決算審査特別委員会を設置することにご異議ござひませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）よって、議長及び議会選出監査委員を除く14名をもって決算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

○議長（河野）この後、休憩を予定しておりますので、その間に委員会条例第8条第2項の規定により、決算審査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時07分

○議長（河野）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（河野）休憩中に決算審査特別委員会を開催し、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を頂いておりますので、ご報告いたします。

○議長（河野）決算審査特別委員会の委員長に大野直樹君、副委員長に三好東曜君がそれぞれ決定しましたので、ご報告いたします。よろしくお願ひをいたします。

○議長（河野）お諮りいたします。これより、委員会付託を議題といたします。議案第2号から議案第13号までをそれぞれ所管する常任委員会に、また議案第14号については決算審査特別委員会に付託したいと思ひます。これに、ご異議ござひませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）よって、議案第2号から議案第13号までをそれぞれ所管する常任委員会に、また議案第14号については、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（河野）お諮りいたします。議案第1号及び諮問第1号につきましては、本会議最終日に採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）よって、議案第1号及び諮問第1号につきましては、本会議最終日に採決することに決定いたしました。

○議長（河野）これもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。次の本会議は、9月11日午前10時より再開いたします。本日は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後 3時 9分

令和2年 第4回 綾川町議会定例会会議録

綾川町告示第111号

令和2年9月7日綾川町綾南農村環境改善センター2階多目的ホールに第4回定例会を招集する。

令和2年 8月28日

綾川町長 前田 武俊

開会 令和 2年 9月 7日 午前 9時30分

閉会 令和 2年 9月11日 午前11時29分 (会期5日間)

第2日目 (9月11日)

出席議員16名

1番	三好東曜
2番	松内広平
3番	十河茂広
4番	植田誠司
5番	西村宣之
6番	大野直樹
7番	三好重徳
8番	岡田芳正
9番	井上博道
10番	川崎泰史
11番	福家功
12番	福家利智子
13番	横井薫
14番	鈴木義明
15番	河野雅廣
16番	安藤利光

欠席議員

なし

会議録署名議員

1番	三好東曜
2番	松内広平

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	横 井 邦 洋
総 務 課 長 補 佐	福 家 孝 司
議 会 事 務 局 書 記	水 谷 香 保 里

地方自治法 121 条による出席者の氏名

町	長	前 田 武 俊
副 町	長	谷 岡 学
教 育	長	松 井 輝 善
総 務 課	長	松 本 正 人
学 校 教 育 課	長	宮 前 昭 男

傍聴人 0 人

令和2年第4回 綾川町議会定例会

9月11日 午前10時00分開会

○議長（河野）おはようございます。只今、出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、只今から、本会議を再開いたします。

○議長（河野）それでは、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長 三好重徳君。

○議会運営委員長（三好重）はい、議長。7番、三好です。

○議長（河野）三好君。

○議会運営委員長（三好重）おはようございます。只今、議長より求められました議会運営委員会の報告を申し上げます。本日9時より、第2会議室において、議会運営委員会を開催しました。開催にあたって、議会から議会運営委員6名と河野議長及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、松本総務課長の出席を求め、最終日における日程等諸般の説明を受け、協議を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

今定例会会期中、執行部から1件の追加議案が提出されました。提出された議案は1件で、議案第15号「物品売買契約の締結について」であり、令和2年度綾川町立小中学校情報機器等整備事業に伴うものであります。協議の結果、今定例会にて審議することが妥当として決定し、日程に追加することといたしました。

この後、町長より、議案第15号の提案理由の説明を頂き、追加議案を所管する総務常任委員会に付託し、暫時休憩とします。休憩の間に、総務常任委員会を開催頂き、再開後、各常任委員会及び各特別委員会委員長の報告を受けた後、質疑・採決と進め、今定例会を閉会いたしたいと考えておりますので、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力を願いますと共に、十分な審議を頂きますよう、お願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（河野）お諮りします。議会運営委員長の報告のとおり、本日、町長より、議案第15号、「物品売買契約の締結について」が提出されましたので、これを日程に追加し、議題といたします。

○議長（河野）これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議案第15号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（河野）議案第15号、「物品売買契約の締結について」を議題といたします。本件について、只今より、提案理由の説明を求めます。前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）只今、上程されました議案1件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第15号、「物品売買契約の締結について」の議案ですが、令和2年度綾川町立小中学校情報機器等整備事業について指名競争入札を去る8月27日に執行いたしました結果、四国通建株式会社 高松支店 支店長 藤田一司 氏と消費税込み、1億2,760万円で仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上議案1件につきまして、提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、総務常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（河野）これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野）これより、委員会付託を議題といたします。

○議長（河野）議案第15号を総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議案第15号を総務常任委員会に付託することに決定いたしました。ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時 4分  
（休憩中に、総務常任委員会を開催）  
再開 午前 10時43分

○議長（河野）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（河野）これより、委員長報告を行います。

○議長（河野）委員長の報告を求めます。

○議長（河野）総務常任委員長、大野 直樹君。

○総務常任委員長（大野）はい、議長、6番、大野。

○議長（河野）大野君。

○総務常任委員長（大野）只今より、総務常任委員会の審議内容をご報告申し上げます。

去る、9月8日午前9時27分より、綾川町綾南農村環境改善センター2階多目的ホールにおいて、総務常任委員会を開催いたしました。委員全員と議長、執行部より、町長、副町長、教育長、関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また3名の傍聴議員の出席がありました。町長の挨拶を受けた後、早速審議に移りました。本定例会で当委員会に付託された案件は6件で、これより審議の内容と経過をご報告申し上げます。

まず、議案第2号、「綾川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」執行部に説明を求めました。執行部より、「国の取扱いに準じ、新型コロナウイルス感

染症患者への対応や防疫作業等に従事した職員に対し、衛生手当を支給するものである。令和2年4月1日から遡及適用したい。」との説明がありました。

特に質問もなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第6号、「物品売買契約の締結について」執行部に説明を求めました。執行部より、『令和2年度高松市消防局綾川分署高規格救急自動車購入事業』の指名競争入札を去る8月26日に実施した結果、香川トヨタ自動車株式会社 代表取締役 灘波順一 氏と消費税込み、1,771万円で、8月27日に仮契約を締結したもので、地方自治法の規定により、議会の承認が必要であり、本案を提出した。」との説明がありました。

特に質問もなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認をいたしました。

次に、議案第7号、「物品売買契約の締結について」執行部に説明を求めました。執行部より、『令和2年度高松市消防局綾川分署高規格救急自動車（高度救命処置用資機材）購入事業』の指名競争入札を去る8月26日に実施した結果、尾路医科器械株式会社 代表取締役 尾路豊暢 氏と消費税込み、1,886万5千円で、8月27日に仮契約を締結したもので、地方自治法の規定により、議会の承認が必要であり、本案を提出した。」との説明がありました。

委員より、「綾川分署の救急体制について」の質問があり、執行部より、「体制については、問題なく救急対応できる。」との答弁がありました。

他に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認をいたしました。

次に、議案第8号、「令和2年度綾川町一般会計補正予算（第3号）について」執行部に説明を求めました。執行部より、「補正予算全体の説明として、今回の補正は、全体で2億9,349万4千円を増額し、歳入歳出の総額を133億1,692万円とするものである。」との説明がありました。

歳出については、議会事務局関係では、「コロナ禍にあつて、議員全員研修の中止に伴う費用弁償等の減額補正。」との説明がありました。

「主な歳出としては、新型コロナウイルス感染症対策関連として、総務費で、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、職員のインフルエンザ予防接種手数料を増額補正する。また、「ことடன்」に対する補助金として、新しい生活様式対応利用促進補助金、感染防止運行支援事業補助金を増額補正する。消防費としては、2次避難所に新型コロナウイルス感染対策消耗備品とそれを保管するための防災倉庫新設工事費を増額補正する。その他に、総務費で、綾川駅・イオン綾川・道の駅を結ぶ実証実験運行費用を増額補正、また、消防費で、緊急を要する防火水槽の修繕のための設計業務と修繕費用を増額補正する。」との説明がありました。

教育費では、「新型コロナウイルス感染症予防対策事業として、小中学校費で感染予防消耗品や修学旅行のキャンセル料補助の増額補正、スクールバス増便に係る運行費を増額補正する。」との説明がありました。

歳入については、「普通交付税の増額補正、国庫補助金において、新型コロナウイルス

ス感染症対応地方創生臨時交付金、小中学校の新型コロナウイルス感染症予防対策に係る学校保健特別対策事業費補助金の増額補正。また、財政調整基金繰入金においては、専決及び6月補正対応の財源としていたが、交付金等の財源が確保できたことによる財源の組み替えの減額補正である。諸収入においては、職員の共済インフルエンザ予防接種助成金、救急自動車導入の補助として高松空港周辺地域助成金の増額補正である。」との説明がありました。

特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認をいたしました。

次に、議案第11号、「令和2年度綾川町育英事業特別会計補正予算（第1号）について」執行部に説明を求めました。執行部より、「歳出については、寄附採納により、基金繰入金を減額する財源組み替え、歳入については、寄附金の増額補正に伴う基金繰入金の減額補正である。」との説明があり、特に質問もなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認をいたしました。

次に、報告第2号、「令和元年度綾川町健全化判断比率及び資金不足比率について」執行部に説明を求めました。執行部より、「実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率については該当なし。実質公債費比率は、マイナス2.1%であり、健全に運営されている。」との説明がありました。

特に質問もなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認をいたしました。

議案審議を終え、続いて議案外審議に入りました。

執行部より、「ふるさと納税について」の説明がありました。これに対し、委員より、「特産品については経済課と連携して進めてほしい。」との要望がありました。

次に、執行部より、「綾川町公共交通バス実証実験運行（坂出綾川線）について、令和元年度の乗降調査について」説明がありました。これに対し、委員より、「この調査以外に運行事業者独自の調査はしていないのか。」との質問があり、執行部より、「特に独自の調査はしていない。」との答弁がありました。

次に、執行部より、「南かざし団地、滝宮グリーンハイツでの町営バスのフリー乗降について」の報告がありました。これに対し、委員より、「高齢化が進んでいるその他の団地についても乗り入れの検討をしてほしい。」との意見があり、執行部より、「交通弱者対策として検討していく。」との答弁がありました。

次に、執行部より、「令和2年度綾川町成人式開催に向けて」、現在の検討状況について報告がありました。

その他に、「緊急学生支援金給付事業について、9月4日現在で59名の申請があり給付を実施した。内容内訳は、大学生が54名、高校生が1名、専修学校生が4名。」との報告がありました。

以上で議案外審議及び執行部からの報告が終わり、委員からの質問を受け付けました。

委員より、「学校の登下校時にマスクの着用ができていないように見受けられるが、どのように指導をしているのか。」との質問があり、執行部より、「子ども達には、熱中



症対策として、距離が取れる場合はマスクの非着用も認めており、保護者にも、感染予防のため、マスク着用の仕方について啓発をしていく。」との答弁がありました。

委員より、「町営バスの路線の利便性の向上について」の質問があり、執行部より、「全体的な利便性を考えて対応していきたい。」との答弁がありました。

委員より、「夜間の火災放送と無線放送がない時の放送内容の改善について」の質問があり、執行部より、「夜間の火災放送については、一般質問で答弁したとおりである。無線放送がない時の対応については、現状を継続したい。」との答弁がありました。

すべての審議を午前11時に終え、総務常任委員会を閉会しました。

続きまして、本日、追加議案として上程され、当委員会に付託されました議案1件につきまして、審議の内容と経過をご報告申し上げます。

本日、9月11日午前10時10分より、第2会議室において総務常任委員会を開催いたしました。委員全員と議長、執行部より町長、副町長、教育長、担当課長及び課長補佐並びに議会事務局より局長が出席しました。町長の挨拶を受けた後、早速審議に移りました。本定例会の追加議案で当委員会に付託された案件は1件であり、これより審議の内容と経過をご報告申し上げます。

議案第15号「物品売買契約の締結について」執行部に説明を求めました。執行部より、「令和2年度綾川町立小中学校情報機器等整備事業に係る指名競争入札を去る8月27日に実施した結果、四国通建株式会社 高松支店 支店長 藤田一司 氏と消費税込み、1億2,760万円で8月31日に、仮契約を締結したので、地方自治法の規定により、議会の承認が必要であり、本案を提出した。」との説明がありました。

委員より、「使用にあたっては、セキュリティ等に配慮頂きたい。」との要望があり、執行部より、「安全に使用できるよう進める。」との答弁がありました。

また、委員より、「充電保管庫の管理はどのようになるのか。」との質問があり、執行部より、「保管庫は施錠ができ、かつ、施錠された教室で管理をする。」との答弁がありました。

他に質問もなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認をいたしました。

以上1件の審議を午前10時19分に終え、総務常任委員会を閉会いたしました。

以上で総務常任委員会の委員長報告とさせていただきます。以上です。

○議長（河野） 厚生常任委員長 福家利智子君。

○厚生常任委員長（福家利） はい、議長。12番、福家利智子。

○議長（河野） 福家君。

○厚生常任委員長（福家利） 厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る9月8日、午後1時より、綾南農村環境改善センター2階ホールにおいて、厚生常任委員会を開催いたしました。出席者は委員全員と議長、執行部より、町長、副町長、関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また3名の傍聴議員の出席がありました。本定例会より当委員会に付託された案件は、議案6件、報告1件であり、町長の挨拶を受けた後、審議に入りました。

まず初めに、議案第3号、「綾川町手数料徴収条例の一部改正について」の説明を求めました。執行部より、「個人番号通知カード再交付の廃止による一部改正である。」との説明がありました。

特に質問もなく、委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第8号、「令和2年度綾川町一般会計補正予算（第3号）について」の説明を求めました。執行部より、歳出については、総務費において、令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した新生児1人に10万円を支給するため「あやがわ赤ちゃん応援特別給付金」及び住民基本台帳システムと戸籍附票システムをマイナンバーと紐づけするためのシステム改修費用の増額補正である。」との説明がありました。

また、民生費においては、高齢者や障害者、妊産婦への綾川町あんしんタクシー助成事業費、保育用具の購入費、病児保育室「うぐいす」と子育て支援センター「しいのき」の会計年度任用職員に係る人件費、「ひだまり」「しいのき」「放課後児童クラブ」の新型コロナウイルス対策に係る備品購入費等の増額補正である。」との説明がありました。

衛生費においては、陶病院事業操出金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象分及びインフルエンザ予防接種促進対策事業費、綾歌地区PCR検査センターの設置に伴う経費の増額補正である。」との説明がありました。

続いて、歳入について説明を求めました。

執行部より、関係している、「国庫支出金」、「県支出金」、「寄附金」、「諸収入」についての説明がありました。これに対して、委員より、「あんしんタクシー助成事業に関しては、対象者への周知、運用方法では利用者の担保はできるのか。」との質問があり、執行部より、「利用者への周知の徹底や適正な運用ができるようにする。」との答弁がありました。また、「次年度も継続するのか。」との質問があり、執行部より「利用状況をみながら検討する。」との答弁がありました。

また、委員より、「インフルエンザ予防接種の助成に関して、64歳以下の自己負担分についてはどうなるのか。また、償還払いに関してはどうか。」との質問があり、執行部より「高校卒業相当年齢から60歳未満の方は、2,500円の助成、60歳から64歳の方は、その上に県の補助事業も予定されている。償還払いに関しては、綾歌地区医師会外の医療機関は、個々との契約が難しいので、償還払いでの対応となる。」との答弁がありました。

また、委員より、「綾歌地区PCR検査センター設置について、運用手順や期間、検査基準等」について質問があり、執行部より「引き続き、地区医師会と協議しながら進めていく。」との答弁がありました。

また、委員より、「コロナハラスメントの対応」について質問があり、執行部より、「コロナハラスメントに対する職員対応マニュアルは作成し、課長会を通じて職員に周知している。また、相談窓口は住民生活課であり、各課や法務局と連携して、相談者に寄り添った対応をしていく。」との答弁がありました。

また委員より、「各事業について十分に周知するように。」と要望がありました。

他に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第9号、「令和2年度綾川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」の説明を求めました。執行部より、「今回の補正額は、歳入歳出それぞれ129万3千円を増額補正するもので、歳出については、令和3年1月1日施行の個人所得税の見直しに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の見直しが予定されており、それに係るシステム改修費用の増額補正である。歳入については、システム改修に係る県補助金の増額補正である。」との説明がありました。

これに対して、委員より、「来年度の国保税の改正に係ることを今年度に改修するのか。」との質問があり、執行部より、「個人所得課税の見直しが令和3年1月1日であり、国保税の賦課期日が4月1日であるため、今年度中に改修を行う必要がある。」との答弁がありました。

他に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第10号、「令和2年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について」の説明を求めました。執行部より、「今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、176万円を増額補正するもので、歳出については、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金、新型コロナウイルス感染症対策に係る備品購入費、介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の増額補正である。歳入については、県からの慰労金を増額補正、また、新型コロナウイルス感染症対策に係る県補助金を新規計上、それに伴う財源振替等である。」との説明がありました。

これに対して、質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第12号、「令和2年度綾川町国民健康保険陶病院事業会計予算（第1号）について」の説明を求めました。執行部より、「今回の補正額は、収入支出それぞれ、841万円を増額補正するもので、支出については、新型コロナウイルス感染症対策としてサーマルカメラ設置費用及び新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金、職員150人分を増額補正。収入については、一般会計負担金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の繰入分及び県からの慰労金給付分の増額補正である。」との説明がありました。

これに対して、委員より、「慰労金の給付対象の職種並びにコロナによる陶病院の経営への影響について」質問があり、執行部より、「医師、看護師以外の職種でも患者と接する職員等も給付対象となる。また、現在の陶病院は、コロナの影響で、収益が前年度比8割程度である。」との答弁がありました。

また、委員より「陶病院への公費の援助について」質問があり、執行部より、「内部留保資金もあり、今のところ法定外繰入れは考えていない。今後の状況をみていきたい。」との答弁がありました。

他に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第13号、「令和2年度綾川町介護老人保健施設事業会計予算（第1号）

について」の説明を求めました。執行部より、「今回の補正額は、収入支出それぞれ、280万円を増額補正するもので、支出については、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金職員56人分を増額補正。収入については、慰労金給付分を増額補正である。」との説明がありました。

これに対して、質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、報告第1号、「継続費の継続年度終了による精算について」の説明を求めました。執行部より、「平成30年度並びに令和元年度に実施した「滝宮認定こども園（仮称）整備事業」の継続費予算、執行額、財源内訳について精算報告」がありました。

これに対して、委員より、「国の補助金は充当しているのか。」との質問があり、執行部より、「国の補助事業には該当しないので、合併特例債を充当している。」との答弁がありました。

他に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

ここで議案審議を終え、続いて議案外審議に入りました。

執行部より、「在宅要介護者支援対策事業（コロナ対策）の利用状況の報告」、「綾川町買物弱者支援事業の今後の計画」の説明がありました。

次に委員より、「滝宮こども園の雨漏り対応について」質問があり、執行部より、「雨漏り箇所付近の屋根を剥がし、防水シートの破損原因を調査したが、原因の特定に至らなかったため、シート防水等を二重にし、現状復旧する計画である。」との答弁がありました。

また、委員より、「再任用職員のこども園への関わり方及び責任の所在について」の意見があり、執行部より、「現在は幼児教育指導担当として関わっている。最終的な責任は子育て支援課にあるので、今後、関わり方も含め指導していく。」との答弁がありました。

また、委員より、「ペットボトルのごみの量」について質問があり、執行部より、「ペットボトルについては、今年度は7月から9月の3カ月間、月2回の回収を行っており、8月分の前年度対比は1トン増加しているが、他のごみはあまり増えていない。」との答弁がありました。

最後に、委員より、「陶病院と老健あやがわの経営状況について」の質問があり、執行部より、「陶病院については、病棟収益に変わりはないが、外来収益に関し、新型コロナウイルスの影響により、前年度比で8割程度である。老健あやがわについては、人員の配置転換や人件費の減少により、7月は黒字となっている。」との答弁がありました。

すべての審議を午後3時2分に終え、厚生常任委員会を閉会しました。

以上で、厚生常任委員会における議案審議及び議案外審議についての委員長報告を終わります。

○議長（河野）建設経済常任委員長 植田誠司君。

○建設経済常任委員長（植田）はい、議長、4番、植田。

○議長（河野）植田君。

○建設経済常任委員長（植田）只今より、建設経済常任委員会の審議内容をご報告いたします。

去る、9月9日午前9時30分より午前10時35分までの間、綾南農村環境改善センター多目的ホールにおいて、建設経済常任委員会を開催いたしました。出席者は、委員全員と議長、執行部より町長、副町長、以下所管する当該職員、そして5名の傍聴議員の出席がありました。町長の挨拶を受けた後、さっそく審議に入りました。9月7日の本会議で当委員会に付託された案件は、議案3件です。これより審議の経過と結果をご報告いたします。

まず最初に、議案第4号、「綾川町うどん会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、執行部より、「うどん会館のリニューアルに伴い、その事業内容、施設構成、指定管理者が行う業務の範囲及び利用料金等について、これまでの協議を踏まえ、一部改正を行うものである。」との説明がありました。

委員より、「直営となっているレストランの運営方法と改装についての考え方、また、テナント部分の売上げ金の確認方法について」質問があり、執行部より、「レストランは、指定管理者が事業者運営委託する。改装については、町において行う。また、テナントの売上げ金については、毎月、指定管理者に対し、売上報告書を提出してもらうことで確認していく。」との答弁がありました。

また委員より、「産直市とスイーツショップの開店が遅れる理由と開店時期、また、開店までの期間における賃料の取り扱いについて」質問があり、執行部より、「産直市については、香川県農協の内部機関において、契約内容等の審査に時間を要したことによるものであり、町としても説明を受け、来年3月中には開店して頂くよう協議している。また、スイーツショップについては、コロナ禍の影響などが考えられるが、開店時期と合わせて事業者を確認する。賃料については、売上げ高に応じて算定することとなり、開店後から発生するものと考えている。」との答弁がありました。

これに対し、委員より、「開店までの期間に対する賃料の取り扱いについては、事業者と協議して頂きたい。」との要望がありました。

また、委員より、「リニューアルの効果を最大限に活かせるように、早期の全面オープンに向けて、努力して頂きたい。」との要望もありました。

他に質問はなく、委員全員異議なく承認しました。

次に、議案第5号、「物品売買契約の締結について」、執行部より、「うどん会館のリニューアルにあたって、必要となる管理備品の購入である。去る8月26日に指名競争入札を執行し、四国事務機株式会社 代表取締役 六車繁樹 氏と933万9千円で仮契約を締結しており、契約期間は令和2年11月30日までとしている。」との説明がありました。

委員からの質問はなく、委員全員異議なく承認しました。

次に、議案第8号、「令和2年度綾川町一般会計補正予算（第3号）について」、執行

部より、「歳出としては、商工費として『あやがわスマイル応援券』の追加発行事業及び災害復旧費として本年7月の梅雨前線豪雨による2地区の農地災害復旧事業に係る増額補正である。また、歳入としては『あやがわスマイル応援券発行事業』、『新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金』及び『中小企業者等事業継続支援臨時給付金』を『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金』の交付対象事業としたことによる国庫補助金の新規計上。諸収入として、『あやがわスマイル応援券』の売り上げ収入の増額。また、農地災害復旧事業に係る地元分担金及び県補助金を新規に計上している。」との説明がありました。

委員より、「災害復旧対象農地の作付け状況について」質問があり、執行部より、「2地区とも水稻の作付けが行われている。」との答弁がありました。

また委員より、『あやがわスマイル応援券』の募集方法について」質問があり、執行部より、「当初予算に計上した5万セット分については、既に当選者が決定している。今回、補正予算に計上している1万セット分については、9月25日から10月9日にかけて、募集を行う予定である。」との答弁がありました。

他に質問はなく、委員全員異議なく承認いたしました。

ここで議案審議は終了し、続いて「その他」に移りました。

まず、執行部より、「株式会社綾南プラザの経営状況」、「公営住宅の入居者募集の時期」、「用水路等への転落防止対策」、「うどん会館リニューアル工事」、「長柄ダム再開発事業」について、それぞれ、現況や進捗状況などについての報告がありました。

特に、「うどん会館リニューアル工事」に関しては、変更契約を予定していることから、内容を精査した上での、現地踏査及び協議の依頼がありました。

次に、委員より、「農家民泊を行う事業者に対する補助制度の創設について」質問があり、執行部より、「農家民泊については、引き続きそのPRに努めると共に、Go To トラベルキャンペーンの対象となるようであれば、その活用についても検討したい。」との答弁がありました。

また、委員より、「中小企業者等事業継続支援利子補給事業の対象者への周知徹底や町外からの買い物客に対する消費喚起施策の検討について」要望がありました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（河野）綾川町立学校等再編整備調査特別委員長 安藤利光君。

○学校等再編整備調査特別委員長（安藤）議長、16番、安藤です。

○議長（河野）安藤君。

○学校等再編整備調査特別委員長（安藤）失礼いたします。只今より、綾川町立学校等再編整備調査特別委員会のご報告を申し上げます。

去る、9月9日午後1時00分より、綾南農村環境改善センター2階ホールにおいて、学校等再編整備調査特別委員会を開催いたしました。出席者は、委員15名と議長、執行部より、町長、副町長、教育長をはじめ、関係課長及び課長補佐、議会事務局長の出席がありました。町長の挨拶を受けた後、協議に入りました。協議内容につきまして

は、要約した内容報告とさせていただきます。

執行部より、「綾川町立中学校統合準備検討会について、委員名簿、検討事項（案）等について」資料により説明がありました。

これに対し、委員より、「検討会の開催予定日や両校の交流事業について、統合前から速やかに行うように、また、具体的な内容は決まっているのか。」との質問があり、執行部より、「検討会は、10月初旬には開催したい。交流事業は、両中学校に要請しているが、コロナ禍でもあり調整中である。」との答弁がありました。

また、委員より、「通学路に歩道がない所があるが、整備が先ではないか。また、街灯設置など、町全域での通学路対応について、どのように考えているのか。」との意見があり、執行部より、「県道の歩道整備については、中讃土木事務所に要望しており、通学路対応については、全町的な状況を調査し、対応を検討していく。」との答弁がありました。

また、委員より、「検討会の事務局の構成はどうなっているのか。また、統合校の教育機能を十分検討し保護者に示してほしい。」との質問があり、執行部より、「事務局は、学校教育課であり、必要に応じて関係課と連携していく。学校経営・学校運営についても内容を検討していく。」との答弁がありました。

また、委員より、「部会には専門的な知識を持つ方の意見を聞くよう配慮して頂きたい。」との要望があり、執行部より、「必要に応じて専門家の意見も伺いながら検討していく。」との答弁がありました。

また、委員より、「現在、コロナ禍の状況であり、統合時期はコロナの終息するまで、据え置くように考えるべきではないか。また、小規模な学校の存在についても評価していく必要があるのではないか。統合校のコミュニティスクールをどのような形で進めるのか。」との質問があり、執行部より、「統合については、町としての方針に基づき進めていく。コミュニティスクールについては、統合校の学校経営・学校運営の方向性ができた中で進めていく。」との答弁がありました。

その他についてであります。委員より、「粉所幼稚園の休園に至った経緯の確認」について質問があり、執行部より、「次年度も入園募集を行う予定であるが、本年度休園に至った経緯については、本年度中に検証を行う。」との答弁がありました。

また、委員より、「中学校統合後、共同調理場の運営は、どうなるのか。綾上小学校での自校方式とするのか。」との質問があり、執行部より、「現在、綾上中学校、綾上小学校、山田こども園へ、合わせて約400食を提供している。統合しても山田こども園への供給があるので、綾上小学校への移転の予定はない。」との答弁がありました。

次に、委員より、「可能であれば羽床上こども園も、共同調理場で作ったらどうか。」との質問があり、執行部より、「研究・検討していく。」との答弁がありました。

また、委員より、「コロナ対応としての非接触型体温計は、各学校各クラスにあるのか。」との質問があり、執行部より、「全クラスに配備している。」との答弁がありました。

次に、委員より、「35人学級編制の堅持について、どう考えるのか。」との質問があり、執行部より、「小1年から小4年と中1年で35人学級である。学級編制については、国も見直しを検討している。」との答弁がありました。

次に、委員より、「自転車通学の生徒が多い中、事故を防ぐため、保険加入を義務付ける自治体がある。安全利用についての取り組みは、どうしているのか。」との質問があり、執行部より、「今後、検討していく。」との答弁がありました。

他に質問はなく、午後1時52分にすべての協議を終え、綾川町立学校等再編整備調査特別委員会を閉会いたしました。

以上で、綾川町立学校等再編整備調査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（河野） 決算審査特別委員長、大野直樹君。

○決算審査特別委員長（大野） はい、議長。6番、大野です。

○議長（河野） 大野君。

○決算審査特別委員長（大野） 只今より、決算審査特別委員会の協議結果をご報告申し上げます。

9月7日、今定例会初日の本会議休憩中及び同日の本会議終了後に、決算審査特別委員会を開催いたしました。当委員会開催にあたっては、議会から決算審査特別委員会委員14名及び議長、議会事務局長が、当局からは、前田町長、谷岡副町長、松井教育長、松本総務課長に出席を求め、諸般の協議を行いましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

なお、特別委員会の構成委員、また、正・副委員長につきましては、今定例会初日に議長より報告のあったとおりですので、重ねての報告は差し控えさせていただきます。

まず、本定例会において、当特別委員会に付託された議案第14号、「令和元年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」の審査につきましては、12月定例会までの「継続審査」といたしました。

次に、審査の日程については、議会並びに執行部局の諸行事等を考慮し、10月19日「総務常任委員会関係」、10月20日「厚生常任委員会関係」、10月26日「建設経済常任委員会関係」とし、いずれも、午前9時開会といたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、3日間の会議時間については、議会からの提案により、時間短縮しての会議になります。詳細の時間スケジュールは、今後、調整でき次第お知らせいたしますが、執行部からの説明については、主要な事業、特筆すべき事項の説明に留めて頂きたいと考えております。また、委員におかれましても、決算書・決算説明書等の資料を十分にお目通しを頂いた上で、審査に参加して頂きますようお願い申し上げます。双方が相互に協力して頂き、限られた時間を有効に審査に充てて頂きたいと思っております。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（河野） これをもって、委員長報告を終わります。

○議長（河野） これより、採決を行います。



○議長（河野）議案第1号、「固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について」を採決いたします。

○議長（河野）本件を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）「異議なし」と認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（河野）議案第2号、「綾川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」から議案第4号、「綾川町うどん会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」までの3件を一括して採決いたします。

○議長（河野）これら3件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）「異議なし」と認めます。よって議案第2号から議案第4号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第5号、「物品売買契約の締結について」から議案第7号、「物品売買契約の締結について」までの3件を一括して採決いたします。

○議長（河野）これら3件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）「異議なし」と認めます。よって議案第5号から議案第7号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第8号、「令和2年度綾川町一般会計補正予算（第3号）について」から議案第13号、「令和2年度綾川町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について」までの6件を一括して採決いたします。

○議長（河野）これら6件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）「異議なし」と認めます。よって議案第8号から議案第13号までの6件は原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第14号、「令和元年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」をお諮りいたします。

○議長（河野）本案は、先ほどの決算審査特別委員長の報告のとおり、12月議会までの継続審査にいたしたいと思っております。これに同意することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）「異議なし」と認めます。よって本案は、12月議会までの継続審査とすることにいたします。

○議長（河野）諮問第1号、「綾川町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

○議長（河野）お諮りいたします。本諮問に対し、「意見なし」と答申したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

- 議長（河野）「異議なし」と認めます。よって諮問第1号は、「意見なし」と答申することに決しました。
- 議長（河野）発議第1号、議会運営委員長から、議会会議規則第73条の規定により「議会運営委員会の閉会中の所掌事務審査の件」について、閉会中の継続審査の申し出であります。
- 議長（河野）お謀りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査について同意することにご異議ございませんか。
- （なしの声あり）
- 議長（河野）「異議なし」と認めます。よって本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにいたしました。
- 議長（河野）発議第2号、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」を採決いたします。
- 議長（河野）この採決は、起立によって行います。
- 議長（河野）本案を採択することに、賛成の方はご起立願います。
- （起立全員）
- 議長（河野）ありがとうございました。起立全員であります。よって、本案は採択されました。
- 議長（河野）追加議事日程24、議案第15号、「物品売買契約の締結について」を採決いたします。
- 議長（河野）本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- （なしの声あり）
- 議長（河野）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（河野）以上で、本定例会に付されました事件は、全て終了いたしました。
- 議長（河野）従って、会議規則第7条の規定により、これをもって、本日で閉会いたしたいと思います。
- 議長（河野）閉会することに、ご異議ございませんか。
- （なしの声あり）
- 議長（河野）「異議なし」と認めます。
- 議長（河野）よって本定例会は、本日で閉会することに、決定いたしました。これで、本日の会議を閉じます。
- 議長（河野）令和2年第4回綾川町議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前 11時29分